

日米警察の逮捕権行使に関する原則についての比較研究

～沖縄における刑事司法制度の移行を中心に～

研究代表者

ハワイ大学社会学部兼法学部
教授 デビッド・T・ジョンソン

共同研究者

前早稲田大学研究院
教授 田村正博

前独立行政法人中小企業基盤整備機構
業務統括役 金山泰介

はじめに

沖縄における刑事司法制度は、昭和 20 年 3 月の占領後、米国型、日米併存型を経て昭和 47 年の本土復帰により日本型に移行した。この間顕著な変化を見せたのは、検挙人員に占める逮捕者の比率（身柄率）である。すなわち、統計が存在する 1959 年（昭和 34 年）の 80.5%以降、身柄率は 60～70%で推移し、当時の本土での身柄率を 20～40 ポイント上回っていたが、昭和 47 年の本土復帰以降は、徐々に低下し平成元年には、32.1%と、昭和 46 年の 70.6%に比べ半減以下となっている。

これは、逮捕を原則とする米国型の刑事司法手続きから、任意捜査を原則とする日本型に移行したことに伴うものであると考えられるが、この間の状況を様々な角度から調査分析することによって、両国の刑事司法手続きの特徴を逮捕権の行使のあり方を中心に比較を試みるものである。

I 研究の目的と方法

刑事捜査手続きにおいては、被疑者及び証拠を確保するため逮捕等の強制手段の行使が認容され

ているところであるが、刑事捜査手続きは犯罪者に対し適正な刑罰を科すため公訴を提起することを目的とする行政行為である。したがって、逮捕等の権限行使には比例原則¹が適用される。犯罪捜査規範第 99 条が「捜査はなるべく任意の方法によらなければならない」と「任意捜査の原則」を明記しているのは、この趣旨を明らかにしたものである。

一方、米国における逮捕権限行使においては、日本に比べてはるかに高い比率で逮捕それも無令状逮捕が行われているところである。米国においても、法的には逮捕に代わる任意的手段として召喚（Summons）制度等があることから、沖縄における逮捕権限行使の変遷をヒントに「任意捜査の拡大」の必要性あるいは可能性を探るものである。

本調査研究に当たっては、米国における逮捕権限行使については研究代表者が、日本における逮捕権限行使については共同研究者田村が、沖縄における刑事司法制度の変遷については共同研究者金山が、それぞれ分担し、調査研究に当たった。また、沖縄における聞き取り調査及び沖縄県警察 OB に対する質問票調査等は 3 名共同で行った。これら

の調査研究結果を共同研究者金山が総括した。

具体的には、平成 23 年 7 月に、研究代表者及び共同研究者 2 名で、警察官 OB、元琉球検察局検察官及び元米国民政府法務部職員の 12 名に対する聞き取り調査を 2 日間にわたって実施した外、沖縄県公文書館において当時の文書等の調査を行った。

本沖縄県現地調査等に基づき、質問票を作成し、琉球警察時代に採用された警察官 OB で沖縄県警友会員である者に対し、質問票を送付した。質問票は、892 名に送達され 2011 年 11 月中に 335 通の回答が寄せられた。回収率は、37.6%であった。

上記調査に当たっては、警察大学校警察政策研究センター及び沖縄県警察に多大なご協力をいただいたところでありこの場を借りて深甚なる感謝の意を表する次第である。

II 日本における身柄拘束権限について

はじめに

沖縄県における警察の逮捕権運用の分析の前提として、それと対比されるべき日本（本土）における警察の身柄拘束権限とその運用について、戦前期と現行刑事訴訟法施行初期を対象に考察する。

1 旧刑事訴訟法における警察の権限

(1) 旧刑事訴訟法の概要

日本の刑事訴訟法制は、フランス法を範とした治罪法（明治 13 年制定、15 年施行）に始まる。大日本帝国憲法施行を受け、同法に代えて刑事訴訟法（「明治刑訴」と通称される。明治 23 年制定、同年施行）と裁判所構成法が制定されたが、内容は治罪法を引き継いだものであった。明治 30 年代以降、日本における運用実態を踏まえつつ、ドイツ法を参考として、数次にわたって改正が検討され、大正 11 年に新たな刑事訴訟法（「旧刑訴」

又は「大正刑訴」と通称される。本稿では「旧刑事訴訟法」と記載する。）が制定され、大正 13 年から施行された。

旧刑事訴訟法は、捜査に関しては、治罪法以来のフランス法的な在り方を実質的に大きく改めた。明治刑訴では、犯罪の捜査については告訴告発及び現行犯罪に関してのみ規定し、現行犯罪以外の場合における強制はすべて予審判事の権限として定めていた。これに対し、旧刑事訴訟法は、予審制度を維持しつつもその役割を限定的なものとし²、捜査機関に強制権限を付与した。

(2) 一般事件（現行犯以外の事件）の身柄拘束
捜査は任意手段によって行われるのが原則とされる³。任意手段については、旧刑事訴訟法に規定は置かれていない。当事者の承諾がある場合には、任意供述、実況見分、物件の任意領置だけでなく、承諾捜索や承諾留置も違法ではないとされていた⁴。

一般事件における捜査段階の身柄拘束は、検事が必要であると判断して請求をした場合に、予審判事⁵が発する⁶勾引状又は勾留状の執行として行われる（255 条）。勾引は一時的拘束（48 時間以内）で、予審判事によって訊問が行われる。継続的拘束を要する場合は勾留として行われるが、10 日以内に起訴しないと釈放される（起訴前勾留の期間は 10 日間で、更新は認められない。）⁷。

急を要する事件（「要急事件」と呼ばれる。）については、予審判事の勾引状を求めることができないときは、検事が勾引状を発する（123 条）⁸。要急事件には、i 被疑者が定まった住居を有しないとき、ii 現行犯人がその場所にいるとき（現行犯については後述）、iii 現行犯の取調べで共犯が分かったとき、iv 受刑者や勾留中の者が逃走したとき、v 死体の検証によって犯人を発見したとき、vi 被疑者が常習として強盗・窃盗の罪を犯したものであるとき、が該当する。いずれも急を要する

ものであることが理由とされている⁹。勾引後には、検事が訊問し、必要があるときは検事が勾留状を発することが認められている。

一般事件の場合には、要急事件に当たるものを含め、警察官（司法警察官吏）は、検事の指揮によって勾引状又は勾留状を執行するのみで、自らの権限として身柄拘束の判断を行うことはできない^{10,11}。また、法律に基づく訊問調書（勾引を受けた予審判事等が訊問して作成したもの）以外の供述を記載した書面（聴取書）については、原則として証拠にはならないこととされていた¹²。

なお、証拠の収集保全における強制処分（押収、搜索、検証、証人訊問及び鑑定）に関しては、必要な場合には、検事が予審判事等に請求して行うこととされていた（255条）が、前記の要急事件に該当し、急を要するときは、司法警察官も自らの判断で、搜索押収をすることが認められていた（170条2項）¹³。

（3）現行犯人の逮捕

現行犯人の場合には、司法警察官吏（司法警察官及び司法警察吏）が自らの権限として逮捕¹⁴することが認められている（124条）。司法警察吏は司法警察官に引致する。司法警察官は、訊問し¹⁵、留置の必要がなければ釈放し、必要と判断したときは48時間以内に検事に送致する（126条、127条）。

現行犯には本来的な現行犯と準現行犯があるが、逮捕可能な対象は、現行法と比べてはるかに広い。

本来的な現行犯とは、「現に罪を行い、又は現に罪を行い終わりたる際に発覚した」ものを意味する（130条1項）。「発覚」とは、犯罪事実が共犯者以外の者に発見されたことを意味し、犯人が誰かその時点で明らかでなくとも、現行犯に含まれる。司法警察官吏が現行犯のあることを知り、犯人がその事件の現場にいるときには、現行犯人を逮捕することができる（124条）¹⁶。現行犯でも

現場にいないときは、現行犯逮捕はできず、前記の要急事件の対象になる（123条）。現行犯の観念は、現行法より広い（直後に犯罪が発覚していれば犯人が明らかでなくとも含まれる。）が、犯人が現場にいるときにのみ逮捕できるので、実質的に逮捕可能な範囲にはそれほど大きな差は生じないともいえる¹⁷。

現行法と大きく異なるのは、「準現行犯」である。個別要件の一つに該当して、犯人と思料すべき場合であれば、「現行犯人がその場所にいた」場合とみなして、現行犯逮捕が可能となる（130条2項）。個別要件とは、i 凶器、ぞう物その他の物を所持する、ii 誰可されて逃走する、iii 犯人として追呼されている、iv 身体、被服に顕著な犯罪の痕跡がある、のいずれかに該当することである。各号の要件は、現行法の準現行犯の規定（現行刑事訴訟法212条2項各号）と同じであるが、「罪を行い終わってから間がないと明らかに認められる」という現行法の要件は求められていない。したがって、以前に盗まれた盗品を所持している場合には、時間的な接着性がなくとも、犯人と思料する状況がありさえすれば（正当にその物を携帯し得る事情がなければそれだけで該当するものと判断される¹⁸）、準現行犯として逮捕が可能となる。

（参考）琉球民裁判所制（1952年布告）との異同

「何人も逮捕状によらなければ逮捕されない。」として令状主義の原則を定めつつ、現行犯の場合（その者が身体若しくは財産に対する暴力行為を含む犯罪行為中または罪を行い終わった後追呼中に逮捕されるとき）と、逮捕をする警察官が「その者が重罪を犯したこと又は犯そうとしていると信ずるに相当の理由がありとするとき」に令状のない逮捕を認めている。「相当の理由」は、i 被疑者が不当に得た財産凶器その他重罪に係る物を所持しているとき、ii 被疑者の身体又は被服に

重罪の顕著な証拠があるとき、iii 被疑者が誰か可されて逃げようとするとき、のいずれかの場合である。

相当の理由による逮捕は、実質的に旧刑事訴訟法の準現行犯とほぼ同じ対象となる（追呼されているときは犯罪直後の場合に限られる点は異なるが、犯罪直後の場合以外に追呼されて逃走しているに該当することは少ないと思われる。）。異なる点は、軽罪で住所不定等の場合が対象とならないこと、「犯そうとしている」という犯行前の段階も含まれることである。後者は、日本法にはない制度であり、実際に行われていたかどうかはわからない。なお、米国統一逮捕法（1942年全米警察委員会提案）では、「重罪を犯したと信ずべき合理的な根拠のある場合」の令状によらない逮捕（6条）などのほかに、「現に犯罪を犯し又は既に犯罪を犯し或いは将来に犯罪を犯さんとして居ると疑ふべき合理的な根拠のある場合」に、容疑者の不審問に際して、身元や行為を証明できない者は、2時間を限度に留置できるとする規定を設けている（2条）が、それが逮捕ではないことを明確にしている¹⁹。

2 旧刑事訴訟法における運用の特徴

(1) 旧刑事訴訟法における捜査主体

旧刑事訴訟法は、「検事犯罪アリト思料スルトキハ犯人及證據ヲ捜査スヘシ」（246条）と規定し、検事を捜査の主宰者と位置付けていた。しかし、捜査の主体としての検事の位置づけは、警察との関係及び予審判事との関係で、事実上限られたものであった。

警察は、司法警察官（巡査以外の者）が検事の補佐として、その指揮を受けて犯罪を捜査し（248条）、司法警察吏（巡査）が司法警察官の命令を受け、補助をするものとされていた（249条）。現行

犯以外の場合について強制処分を請求することは検事の専権事項であるが、容疑者が特定される段階以前には、現場検証と死体解剖を除けば、それらの権限を行使できない。容疑者を浮上させ、特定させるという実際の捜査のほとんどは、警察機関が担っていた。この点に関し、検察の強化（検察直轄の補助機関の強化を含む。）を求める声もあった²⁰が、近代的な捜査において必要となる組織的な捜査活動²¹と科学的捜査²²の面で警察が優れている²³以上、警察がより中心的なものとなる傾向が昭和期には一層強まり、それを肯定する見解も有力な学者によって主張された²⁴。

一方、予審判事との関係でも、明治刑訴に比べて予審判事の役割が限定されたとはいえ、実質的に証拠の収集を完成させるのは予審段階であり、公訴の提起（予審請求）前に証拠を全て収集し終わるというものではなかった。検事の強制処分要請は、捜査の一部にのみ強制を要する場合に限られ、多くの強制処分を統一的に行うことを要するものは、捜査としてではなく、予審によって対応すべきものとされていた²⁵。刑事裁判官の間にも、検事が実際の捜査をしておらず、証拠の収集には予審判事が実質的に当たっているとの印象が持たれていた²⁶。

(2) 警察による行政執行法に基づく身体拘束

戦前期の警察は、行政執行法1条1項に基づき、救護を要する者と公安を害する虞のある者について、身体を自由を制限する検束権限を有していた。検束は、翌日の日没後に至ることができないことが明記されている（同条2項）。

公安を害する虞のある者に対する検束は、「暴行、闘争其他公安ヲ害スルノ虞アル者ニ対シ之ヲ予防スル為必要ナルトキ」に当たると警察官庁（警察署長）が認めれば、行うことが可能であった。公共の安寧秩序に支障を招く事態を防ぐことを目的としたものであり、「公安ヲ保持スル為萬已ムヲ得

サル場合」に限られ、なるべく速やかに措置を終えて釈放又は引渡しをすることとされていた²⁷。過去の犯罪に対する刑事責任の追及とは全く別のものであることはいうまでもない。

しかし、実際には、犯罪の嫌疑のある者の取調べのためにこの権限が用いられていることが、大きな問題として指摘されてきた。「(内務省は) 犯罪嫌疑者に対する本法適用についての慎重な配慮を要望した²⁸。しかし、それにもかかわらず、その運用は必ずしも適正とはいいがたく、人権尊重に欠けるところがあるとの非難があった。」とされている²⁹。

当時の警察実務家は、犯罪行為をした者も「公安を害する虞」を防ぐために必要という要件を満たしていれば検束が可能とし、さらに検束を反復する(いったん釈放した後また検束する)ことも可能であるとの解釈を述べている³⁰。理論的には、犯罪行為を過去に行った者が検束の対象から除外されるということにはならず、また、公安を害する虞が明確である者を一度検束した以上二度と検束できないというのが不合理であるとの説明も成り立ち得る(博徒の対立抗争が発生し、拡大する様相があるといった事態を想定すると、事態が鎮圧できるまで身柄拘束を反復することを可能にする解釈に妥当性がある。)。しかし、要件が緩やかで実質的に広範な事象が対象となり得る³¹にもかかわらず、捜査目的を併せ持っても「要件に該当するといえれば身柄の拘束が可能である」とすることは、捜査のための検束を事実上容認するものといえる³²。

もっとも、実際の捜査では、現行犯逮捕が広く可能であったほか、任意同行の前後に捜索(承諾捜索を含む。)によって被害品や凶器などの物的証拠が得られ、短時間で自供が得られるのが一般的であり、検束が捜査目的で広く用いられていたとはいえないと思われる。

3 新刑事訴訟法の制定と運用

(1) 新刑事訴訟法における逮捕

新刑事訴訟法は、昭和 23 年に制定され、昭和 24 年から施行された。この中では、警察官(司法警察職員)を第一次的な捜査主体とするとともに、被疑者の身柄拘束に関しては、憲法 33 条の規定を受けて、裁判官³³の発する令状によらなければならないとする原則を定め、現行犯逮捕と緊急逮捕の例外を定めている。

これにより、検察官の勾引状発付制度はなくなり、警察官が裁判官に請求して逮捕状を得て拘束する通常逮捕が基本となった。一方、明らかな犯罪の証拠のある者については、準現行犯として逮捕することはできなくなった代わりに緊急逮捕が可能となったが、緊急逮捕は例外的なものでかつ事後に令状を請求することを要するものとの位置づけであった。

一方、行政執行法が廃止され、公安を害する恐れのある者の身体拘束権限がなくなったため、犯罪の鎮圧も、専ら刑事手続上の身柄拘束権限に頼らざるを得なくなった。

(2) 新刑事訴訟法当初期における警察の逮捕権の運用

新刑事訴訟法による警察の逮捕権限は、それまでと大きく異なったものであることに加え、戦後の混乱期における治安情勢の深刻さと、警察組織の細分化による組織上の問題もあったため³⁴³⁵、法律の趣旨にのっとりた運用を徹底するのは容易ではなかった。ことに、逮捕するだけの必要性を十分に検討していないものや、民事関係を背景にした事案における逮捕権の行使で一方当事者の利益を図るものがあることが、主として法曹関係者から指摘された³⁶。警察においては、令状請求における組織的な検討、緊急逮捕の正確な理解の徹底、民事を背景とした事案への適正な対応に取り組ん

でいる³⁷。

昭和 26 年 10 月中に扱いのあった事件（通常逮捕状請求がなされたもの、緊急逮捕又は現行犯逮捕がなされたもの、任意捜査事件で同期間中に取調が開始されたもの）の全国調査結果によれば、この間の被疑者人員総数 7 万 8647 人のうち、在宅捜査が 2 万 7572 人（35.0%）で最も多く、現行犯逮捕 2 万 5045 人（31.8%）、通常逮捕 1 万 9075 人（24.3%）、緊急逮捕 6965 人（8.9%）となっていた³⁸。都市部を管轄する自治体警察では、任意捜査が少なく（29.2%）、現行犯逮捕が最も多くなっている（37.2%）。この点に関し、群衆犯罪と食糧管理法違反（ヤミ米）の大量検挙の影響があることが調査当局者から述べられている。逮捕後に、司法警察員の判断で釈放し、在宅送致したものは、通常逮捕の約 4 分の 1（23.3%）、緊急逮捕の約 6 分の 1（16.3%）、現行犯逮捕の場合は 6 割（59.6%）に達している。このため、当初からの任意は 3 分の 1（35.0%）にとどまるが、送致の時点では全体の約 6 割（59.1%）が在宅となっている。

本調査を実施した当局者は、任意捜査が 35%であったことについて、低率に過ぎるとは必ずしもいえないとし、緊急を要し選択の余地が少ない現行犯人及び緊急逮捕を除いて、逮捕の可否を十分判断した結果による通常逮捕と任意捜査とだけを比較すると、6 割が任意捜査となっていることから、「任意捜査の原則は相当遵守されているといえよう。」と述べ、逮捕後の任意捜査への移行の多さも、この原則の反映として評価している。

（3）その後の逮捕権行使との比較

今日の逮捕権の運用は、平成 22 年中の刑法犯に係る統計によると、身柄不拘束が 23 万 9035 人（74.1%）、通常逮捕が 4 万 4744 人（13.6%）、現行犯逮捕が 3 万 5131 人（10.5%）、緊急逮捕が 5921 人（1.8%）となっている。その一方で、逮

捕後に釈放して任意送致としたものは、極めて少なくなっている³⁹。

治安情勢等が異なるとはいえ、今日と比べると、昭和 26 年当時は、逮捕権限を多用していたことが明らかである。特に、緊急逮捕が今日に比べて著しく多かったことと、現行犯逮捕などで逮捕後に身柄を釈放する傾向が強かったことが分かる。緊急逮捕の多さは、例外的なものであるべきとする運用方針が十分確立していなかったことが背景にある（旧刑事訴訟法の準現行犯と同様なもののような誤解もあったと思われる。）。通常逮捕及び現行犯逮捕については、逮捕権限の行使が行き過ぎであるとの批判を受けないようにするため、逮捕の可否の判断を慎重に行う傾向が強まったこと⁴⁰など⁴¹が、その後の減少につながっている（もっとも、この点に関しては、逮捕後に身柄継続の可否を判断するのは現行法の当然に予想しているところであり、逮捕前に慎重な判断をして継続的に身柄を確保する必要がある場合だけを逮捕するという今日の運用の方が現行法の規定とは距離があるという評価も可能であると思われる。また、逮捕権限の抑制的な運用が可能となっているのは、任意同行等が相当程度容認されており、逮捕権を行使しなくともある程度の逃走防止や事実解明が可能となっているという実態もあると思われる。）。

III 米国における身柄拘束権限の行使について

1 逮捕の定義

逮捕と言われるできごとは、一般的に考えられているより複雑である。一つは、常に被疑者の身柄が拘束されているとは限らないこと。また、全ての逮捕が公式に記録されているとは限らないこと⁴²。それでも、下記の定義は、逮捕を沖縄、日本、アメリカにおいて検討するに有意義である。

「逮捕は、人の自由を剥奪することで、通常は

犯罪捜査又は犯罪予防に関連して、被逮捕者を刑事司法手続に服させるため及び／又は、自傷他害を防止するために行われる。」(ウィキペディア)

American Law Institute(www.ali.org)は、逮捕を「裁判所に連行又は法の執行を確保するために他人を拘束下に置くこと」と定義している。より平易な用語では、「逮捕とは、人を捕え、拘束し、又はその自由を奪うこと」とされている。

逮捕を意味する英語の *arrest* は、アングロノルマン語に語源を持ち、フランス語の *arrête* から来たものである。*arrête* の意である停止又はとどまらせることが転じて、人の拘束となったのである。すなわち、逮捕は、拘束の合法性の有無ではなく、現実に移動の自由を剥奪されているかどうかによるのである。

2 逮捕の要素

逮捕には、少なくとも異なる4つの側面がある。法的、行為的、主観的及び公的側面である。

(1) 法的側面

人が移動の自由を奪われることが逮捕である。警察官は、逮捕が行われる際に逮捕という言葉を使わなければならないものではない。多くの人が路上で逮捕、釈放され、一部は警察署に連行された後釈放される。警察署で留置され、自由に出られない状態を法的に逮捕下にあると言う。

(2) 行為的側面

被疑者を拘束する警察官の行為は様々で、路上での接触、停止(被疑者に止まれと告げる)、逮捕すると告げる、人を警察署に連行すること及び公式の留置手続又は記録手続がある。

(3) 主観的側面

人が警察に留置されたと信じることも逮捕である。例えば、Marvin Wolfgang の有名な調査をフォローアップした Edna Erez⁴³によれば、フィラデルフィアでインタビューされた30%の者が、

公的記録がないにも関わらず、少年時代に逮捕された経験があるとしている。この研究は、申告ベースの逮捕率は公的逮捕率よりも相当程度高いことを示唆している。

(4) 公的側面

逮捕は警察が記録した場合に行われたことになる。米国の記録手続は、警察組織ごとに中には同じ組織の中でも大きく異なる。

Police Foundation の資料によれば、

- 11%の警察が、被疑者が警察署に連行された場合に記録化していた。
- 16%の警察が、被疑者が何らかの拘束を受けた場合に記録化していた。
- 29%の警察が、被疑者が4時間以上拘束された場合に記録化していた。
- 58%の警察が、被疑者が逮捕すると告げられた場合に記録化していた。
- 全ての警察が、被疑者に留置手続をとられた場合に記録化していた。

この調査研究⁴⁴は、警察を評価するに当たり重要な示唆を与えている。特に重要なのは、検挙率は逮捕件数に基づいて算定されることから、初期段階の逮捕を記録化している警察はこの率が高いということになる。多くの事例では、逮捕記録は、実際の法執行よりも行政的な慣行を反映している⁴⁵。

3 逮捕の法制度

合衆国憲法修正第4条は、次のとおり規定されている。

「不合理な捜索及び逮捕・押収に対してその身体、住居、書類及び所有物が保障されるという人民の権利は侵されてはならない。また令状は宣誓または確約によって裏付けられた、相当な理由に基づいていて、かつ、捜索される場所及び押収される人または物を特定の記述していない限り、

発せられてはならない」

文言をそのまま読むと、何人も相当な理由に基づき発せられた令状がなければ逮捕又は搜索されないと解される。しかしながら、実際には、米国の裁判所は無令状の逮捕及び搜索を様々な局面で認めている。令状主義の例外は、急迫性、逃走のおそれ、証拠の保全、明白性、熱源による探知、逮捕行為に付随する場合、車両、公共の場所において認められている。多くの事例は、アルコールまたは薬物が絡む事件の裁判例の中で認められている。実務では、無令状逮捕の数は令状逮捕よりもはるかに多い。ただし、憲法修正4条により警察は相当の理由がなければ逮捕できない。逮捕後、裁判所が警察官の報告書で相当の理由の有無を判断し、相当の理由がないと認めた場合は直ちに被逮捕者は釈放される⁴⁶。

米国法では、合理的な疑いがあれば警察官は人に停止を求めることができる。その程度は、直感より高く相当の理由よりも低いものである。法律上、合理的な疑いは、総合的な状況及び警察官が知りうる関連情報に基づき判断されるものである。現実には、米国法（最高裁判例 *Terry v. Ohio* 1968 を含む）では、暴力や麻薬汚染地域では、ほとんどの者に対して警察官が停止と身体検査を行う合法的権限を認めている⁴⁷。

多くの警察官及び研究者は、警察学校で学ぶ逮捕の公式な規則は、実際の運用の一部に過ぎないことを認識している⁴⁸。米国で逮捕について学ぶことは、3つの関連する異なる要素を認識することである。正規の法に基づく逮捕の相当な理由、警察活動の慣行及びどのような事件が訴追できるのか又は訴追すべきなのかというような訴迫に関する非公式なルールである。警察実務では、教科書記載の法令だけが逮捕の可否を決めるのではなく、様々な非公式なルール及び標準的な執行手続きに基づいて逮捕が行われるのである。

私の兄 **Bruce Douglas Johnson** は、最近テキサスのヒューストン警察を退職したところであるが、その20年の在任中しばしば、私に「警察官が、ほとんど誰に対してであつても逮捕の理由を見つけれられる。」と言っていた。彼の見方は、多くの実務家と研究者のそれと共通するものである。18か月メリーランド州バルチモア警察で勤務した後、ニューヨーク市のジョンジェイ大学教授に就任した **Peter Moskos** は、「法的に疑問があつても、警察官は常に人を拘束する手段を持っている。ニューヨークでは、秩序違反（容疑による逮捕）であり、バルチモアでは、浮浪行為（容疑による逮捕）である。これらの拘束は、警察の権威を示したり、犯罪者を路上から駆逐するために用いられる⁴⁹。

同様にスタンフォード大学の **Herbert Packer** 教授は、*The Limits of the Criminal Sanction* の中で次のように述べている。

逮捕の法の理想は、犯罪を犯したと信ずるに足る相当な理由がない限り、何人も一瞬たりとも自由を奪われることがないということである。しかしこの理想は現実には日々破られている。警察に疑いを持たれた者は、良くないという程度でも拘束されている。その拘束は、数分から数日、数週間に及ぶ。酔っ払いと秩序違反は、主たる犯罪で逮捕の約半数を占める。浮浪、賭博及び酒法違反もまた相当数にのぼる。浮浪と秩序違反を取り締まる法は、警察に一般的な逮捕権限以上の力を与えている⁵⁰。

米国の逮捕に関する研究は、それが広い裁量に関わる行為であることを示している。過去の半世紀に、米国の刑事司法のある分野では、裁量のコントロールに関する進歩がみられたが、重要な逮捕の決定に関しては、大きなギャップがあり及んでいないのである。毎年2千万人に関わる刑事司法手続き全体の中で最も重要な決定については、基本的に統制されないままなのである⁵¹。

米国では、他の法規制の分野に比べて犯罪取締りの分野に大きな裁量がみられる。もちろん裁量は、非定形的なもので、法執行の個別化及び少ない資源の効果的活用には欠くべからざるものであるが、裁量は武器としての斧のように乱用されるのである。ある分析によると、米国における違法な逮捕の10件のうち9件は、裁量の乱用に基づくものであり、残る1件だけが法令に関する間違いに基づいている⁵²。

4 逮捕の頻度

1967年、ジョンソン大統領の法執行及び刑事司法運営委員会は、米国人男性の52%がその人生で1回は逮捕され、女性のその率は13%であると報告した。(これは、一生涯の割合である。1965年米国人男性の40%近くが逮捕経験を有していた。)これらの数字、おおよそ半数の米国人男性が、女性も含めた数字では約三分の一の米国人が、一生涯に一度は逮捕されることは多くの米国犯罪学の著作で引用されている⁵³。

1967年以来、この種の研究は数少ない。1978年の労働省のレポートでは、三分の一から四分の一の労働者が逮捕歴を有するとした。1987年の社会学者 Robert Tillman の研究によると、1956年生まれのカリフォルニアの男性の三分の一が、18歳から29歳の間に逮捕されている。カーネギーメロン大学の Alfred Blumstein 教授によると米国人男性の生涯逮捕率は、違法薬物蔓延の影響で60%を超えたとしているが、1990年以来米国の犯罪率が低下していることから2011年の逮捕率は、数十年以前よりは低下していると見られる⁵⁴。ウォールストリートジャーナル記者の Carl Bialik は、27%の米国の成人男女が逮捕記録を有するとしている。(10歳以上の人口2億6300万人に対して、重複のない逮捕記録は7千万件)これに、少年時の検挙記録と男性の逮捕率が高いことを鑑

みると米国人男性の生涯の逮捕率は50%程度になり、1967年の報告書と合致すると述べている⁵⁵。

逮捕率は、特定の地域ではさらに高い。ボルティモアでは、住民総数の約30%が毎年逮捕されている。20代の黒人男性の56%が刑事司法制度の管理下 - 監獄、留置場、執行猶予、仮釈放 - にある。その市の東部地区は、貧困、暴力、違法薬物の蔓延が特に顕著な地域であるが、逮捕率は市や他の地域に比して極めて高く、そこでは、260名の警察官が毎年2万件の逮捕を行っている。住民一人に対し2.25回の逮捕に相当し、警察官一人当たり1年で77回の逮捕が行われている。7~8件に1件程度が、重罪容疑の逮捕である。同じ東部地域では、11.6%の男性が、35歳に達する前に殺害されている⁵⁶。

最後に最近の自主申告による逮捕歴 (National Longitudinal Survey of Youth) についての研究は、米国の23歳の男女の逮捕歴の保有率は、30.2%から41.4%であるとしている⁵⁷。低い方の見積もりである30.2%でも、1965年の Institute of Defense 調査の22%よりもはるかに高い⁵⁸。このように、最近の研究結果をみると、1960年代から累積逮捕率は増加しているとみられる。この2012論文の著者は、逮捕歴を有することは、暴力への関与、暴力被害及び不健康で危険な生活様式についての指標ともなると指摘している。

5 逮捕に代わる措置

米国では、逮捕は、警察が様々な事象に対処する際の定型的な対応である⁵⁹。幾つかの司法管轄では、警察又は裁判所は呼出し状(Citation)又は召喚状(Summons)を発出している。これは、交通違反、禁止されている公園での飲酒、少量の大麻所持や犬に曳き綱を付けなかったことなどの軽い犯罪を犯したと見られるときに裁判所へ出頭を命じるものである。

ニューヨーク市では、警察は Desk Appearance Tickets(DAT)を発出している。これは、犯罪を犯した者に対し、警察が発出する刑事裁判所への出頭命令書で、2010年に急増した。多くの場合、DATでは軽罪を宣告されることになる。ニューヨーク市における軽罪の多くは、1年未満の拘禁であるが、違反行為を宣告される場合もある。秩序違反等の違反行為は、法律違反であるが犯罪であるとは見られておらず、罰則も15日未満の拘禁である。また、E級の重罪にもDATが適用される。重罪の罰則は、1年以上の刑務所収容であるが、E級の非暴力的重罪の罰則は、16か月から4年の刑務所収容である。

ニューヨーク市における一般的な逮捕者に対する刑事手続きは、罪状認否のため裁判官に出頭(保釈の可否が決定)するまで、少なくとも24時間は留置場に収容される。これに対し、適用例は多くはないがDATの場合、警察官は通常の逮捕と同様の書類手続きを行うが、被疑者には裁判所に出頭する日時を指示されるのである。DATを適用された被疑者は、約4時間拘束されるが、通常の逮捕で平均24時間拘束されることに比べるとそのコスト及び被疑者の権利侵害の程度は相当軽いものと言える。

DATの適用で最も多いのは、軽微な窃盗である。特に軽罪の万引きである。次に多いのは、電話やEmailによる嫌がらせ、利益窃盗(地下鉄のただ乗り)及び大麻所持である。

最後に、DATの適用は逮捕と同様の法的効果を持つので、厳密には逮捕に代わる措置とは言えない。さらに、DATは刑事裁判所への起訴を意味するものであって、通常の Summons のように裁判所への出頭を命じるものではない。DAT適用を受けた後に、「逮捕されたことはあるか」と聞かれたときの正直な応えは、「Yes」である。ある米国の評論家は、「逮捕されるということは、何らかの有

罪判決を受けない限り、将来に問題を生じさせるものではない。」と主張している⁶⁰。この見方は、大きな間違いである。確かに Gorge W.Bush は、飲酒運転で逮捕されたにもかかわらず第43代合衆国大統領になったが、次項で述べるように、米国における逮捕は、深刻で長期にわたる問題を、逮捕された者やその家族にもたらすのである。

6 逮捕の効果

古典的な研究によれば、1971年のニューヨーク市における100,739件の重罪逮捕の内、56%が何らかの犯罪により有罪となっているが、44%は却下または無罪である。わずか15%のみが重罪で有罪とされている。この深刻な重罪逮捕の「減耗」は、逮捕をもたらした事件はしばしば、裁判所で満足な決着をつけるべき種類のものではなかったことを示している⁶¹。

1980年代から米国の警察活動は、その目的と手段の双方で大きな改革が行われている。これら警察の改革は、警察実務を二つの方向で拡大している。一つは、伝統的な法執行から多様なアプローチの採用であり、他方は、個別具体的問題及び犯罪多発地帯(Hot spot)への集中的対処である。米国の警察は、その変革についても研究と評価活動に対し大変オープンである⁶²。その調査の結果、事件数の大幅な減少が生じており、新しい警察の施策が犯罪対策に効を奏していることが示されている⁶³。具体的には、警察が犯罪多発地帯、累犯者や凶悪犯罪者等のリスクに対応を集中することによって犯罪と秩序違反の予防を実現しているのである⁶⁴。こうした改革にも関わらず、米国の警察は、問題解決の好まれる手段として逮捕に依存し、様々な問題を引き起こしている。

米国の犯罪率の高さは、米国が現在、歴史的にも他国と比較しても刑務所収容率が最も高いことの説明になるであろう。警察だけで、刑務所への

だれをどのくらい収容するのか決めるものではないが、その手続きを開始するのは圧倒的に犯罪による逮捕である。もし、刑事司法システムへの過剰負担だけが、警察による過剰な逮捕の原因であるなら、(増員等) 資源を増やすことで簡単に解決するであろう⁶⁵。

もちろんこれだけが問題であるのではない。この 40 年間犯罪対策及び秩序維持のため優先的に用いられてきた逮捕、起訴、刑務所収容という手段は、社会の各層に平等な影響を与えてきてはいないのである。1960 年代のマイノリティコミュニティと警察との緊張関係は、国家的な問題となった。マイノリティコミュニティの社会的構造への影響はさておき、警察の刑事逮捕(及び出頭しない場合は逮捕状に切り替えられる他の方法)への偏重は、マイノリティコミュニティの多くの人々が、犯罪と秩序違反对策による不公平な犠牲を強いられていることに気づくことによって、警察組織の正統性を脅かすにいたった。逮捕権行使への圧力とインセンティブは、十分な法的根拠のない拘束、搜索、逮捕といった不適正な業務執行を招いた。具体的には、人種差別的な法執行、容疑者に対する公的な侮辱、証拠のねつ造、報告書の偽造や法廷での偽証、先入観に基づく捜査と不当逮捕等である⁶⁶。

米国の警察が、犯罪対策の手法として刑事逮捕を重用する理由はいくつか指摘されている⁶⁷。まず、警察は常に逮捕することについて公的圧力にさらされており、マイノリティコミュニティの指導層からの圧力もある。警察と政治公務員は、一般的に刑事法執行の中核は逮捕であると考えている。犯罪者の逮捕は、警察の能力を示すものであるとともに、警察の任務及び職業的価値であると考えられており、称賛される警察活動の主たるものは逮捕である。Peter Moskos は、「警察は逮捕であると定義される。」とまで述べている⁶⁸。米国

の刑事司法制度は、精神衛生、民事裁判、行政官庁や紛争解決組織等の代替的な制度よりも組織的でオープンな環境で運営されている。警察官の逮捕による刑事手続きをとらない裁量については、よく認識されていないし、制度化も進んでいない。実際のところ刑事逮捕は、全ての犯罪と秩序違反に対する警察の論理的かつ基本的な対応であると広く考えられている。逮捕しないことが特別であって、逮捕することが特別であるのではない。同様に汚職から不必要な武力の行使に及ぶ米国警察の根深い問題は、警察の任務遂行のためであれば(ある程度のことは)許されるという盲目的信仰を警察も市民も共有していることが、その解決の阻害要因となっている。

7 逮捕の社会的構造

多くの研究が、警察が逮捕可能な状況にあるときその対応を決める要素を明らかにしようとしている。本項では、逮捕が社会的にどのように構成され、影響されたのかについての古典的研究から 8 つの要素を要約する⁶⁹。多くの場合、この研究で判明した点は現在も有効である。例えば、最近の National Research Council の米国の警察に関する調査では、警察実務を構成する 16 の要素が指摘されている。それは、法的要素(犯行の重大性、証拠の強弱、被害感情の強弱)、法以外の要素(被疑者の振舞い、社会的地位、性別、人種、精神状態)、警察の姿勢(警察文化、個性、シニシズム: 冷笑主義、業務への満足)、警察知識・技術・能力、経験(教育訓練)及び警察官の人種や性別である⁷⁰。

この古典的研究は、エール大学社会学部教授の Albert Reiss Jr. 教授の下、法学、社会学の研究者及び警察実務家 36 名により、1966 年夏に、警察と市民の接触に関してボストン、シカゴ及びワシントン DC でデータが収集された。調査員は、5713

件の事案を把握したが、逮捕は5%強(約300件)であった。それは、パトロール中に逮捕に至るケースはさほど多くないためである。多くの警察事案は、犯罪に関係ないか犯罪であっても被疑者がいないような事案であった⁷¹。

本研究の概要は次の通りである。

(1) 発動(発端)

多くの逮捕は、警察ではなく市民の主導によって行われている。この意味では、刑事法も民事法の延長として、市民の個別の利益に基づく主張に基づいて発動されるものである。この要素を持つ意味は、国家が法執行の役割を果たす前に、多くの刑事事件は市民の倫理的なフィルターで選別されているということである。

(2) 被害者(告訴・告発人)

逮捕活動は、被害者の意向に強く影響される。特に被害者が寛大な措置を望んだ場合に。また、逮捕を望んだ場合も同様である。警察は、二つの側面で被害者のための道具としての役割を果たす。警察は、被害者が行ってほしいと望んだような措置をとるとともに、事案を被害者の申告に従って処理をする。被害者の意向に沿う慣行は、警察活動を民主主義的に特徴づけるものであるが、警察が遭遇する多くの市民の倫理的な多様性を認めることになる。こうした意味から、市民(志向)というものは法執行の普遍性をしばしば阻害するものである。

(3) 証拠

証拠は、逮捕における重要な要素である。証拠が強固であればある程逮捕が行われる可能性は高まる。但し、証拠の存在によって必ず法の執行が行われるものでもないのである。

(4) 重大性

重大な犯罪は、軽いものよりも逮捕される可能性が高い。現実には警察は、裁判所が罰を定めるように事件の重大性に対応した制裁として逮捕を行

う。他の研究では、重大な事件では警察はほとんど裁量を行使しないことが指摘されている⁷²。より一般的には、National Research Councilの警察に関する委託研究では、米国における市民に対する警察活動は、個別の状況に基づく法的要素に大きく左右されており、特に、事件の重大性、犯行の証拠、被害者の警察措置発動の要請の強さに影響されると指摘している。

(5) 寛容性

警察は、法が許す状況があっても、逮捕権を行使しないという形で、逮捕権行使において寛容を示す傾向がある。もちろん、法的な寛容は警察に特有なものではない。公法、私法においても、不満を除くための公的手続きは、違法性を指摘するためのものよりも発動されないものである。

(6) 親密性

被害者と加害者の関係が小さいほど逮捕の可能性は高まる。被害者が逮捕を望んだ場合、警察はその相手が見知らぬ者であるときはその要望に応じることが多い。加害者と被害者が友人関係、隣人等である場合には逮捕の可能性は低くなり、家族同士の場合であれば最も低くなる。但し、ドメスティックバイオレンスについては逮捕方針が変わっている⁷³。しかしながら、一般的にいわれる内輪同士の秩序に関しては、法の働く余地は極めて小さいものである。法執行は、コミュニティの空白を埋めるようなもので、コミュニティのつながりが弱くなるにつれて法執行はその存在感を増すのである。

(7) 無礼な態度

警察官に対する無礼な態度は、逮捕の可能性を高める。警察官に対する無礼は、法廷における侮辱と対比できる。それは、処理システムに対する反抗であり、法は、その尊厳に対する犯行には厳しく対処するものである。この現象について、John Van Maanenが「Asshole」で分析している

74. Maanen によると、警察はその活動対象の場は、次の3種類の人々から構成されていると考えている。(a)疑わしい人物。警察が犯罪を犯したと疑うに足る者。(b)くそったれ (Asshole)。警察が認識する状況を受け入れない者。(c)無知の人物。他のいずれのカテゴリーでもない警察以外の者で、警察について何も知らない者。「くそったれ」は、警察によって烙印を押され、手荒に取り扱われがちである。なぜならば、警察が期待するような反応を示さないからである。彼らは、侮辱に対する報復として「路上の正義」の対象となる可能性が高いのである。

(8) 差別

1966年の研究は、警察が人種による差別を行っている事実を把握していない。警察は、黒人を白人よりも高い率で逮捕しているが、これは、黒人が警察官を侮辱する率が高いことによる。「(警察の)対応の違いの理由は、警察ではなく市民の側にある。」⁷⁵

逮捕の社会的構造に関するこの研究及びその後の研究は、逮捕は様々な角度から研究され、あるいは、されるべきであることを示している。逮捕は、インプットとアウトプットを組み立てるラインのように精巧な訴訟過程の一段階であると考えられる。逮捕は、また、大きな政治システムとその中での生活の質をどう考えるかという意味を持つ政治的な事件でもあるといえる。社会学的には、逮捕は、小集団がその独自の形と力に相対する対面型の相互作用であるといえる。当該警察官にとって逮捕は、最初でかつ最も重要な業務の一つであり、行政組織の任務の遂行である。最後の観点からみると米国における多くの逮捕は、「警察官に何が働いたのか」⁷⁶に当てはまるとみられる。米国では、大多数の逮捕行為は、「融通無碍」である。すなわち、逮捕後の業務の割り当てや関与、逮捕手続きの文書事務の負担、超過勤務の必要など警

察官の個人的な状況に影響されるからである。ある元警察官の研究者は、超過勤務手当の必要性は、警察逮捕の裁量に関する主たる決定要因であると指摘している⁷⁷。これは、法の支配を信ずる人々には、良くない知らせであるが、逮捕の深刻な現実なのである。

8 結論

米国の警察は、政府の表の顔で、極めて重要な逮捕権限を含む特別で大きな力を持っている。多くの民主主義国では、二種類の市民の期待が警察活動を方向付けている。それは、犯罪と秩序違反を効率的に対処することとそれを平等に行うことである。米国の連邦制度下では、警察は、多種多様で分散され、地方で管理され財政的に運営されている⁷⁸。したがって、21,143もの連邦、州、地方の法執行機関について米国における警察を一般的に語ることは難しいのである⁷⁹。米国では、警察の活動の態様は州毎に、州内の司法管轄毎に著しく異なるのである⁸⁰。

しかしながら、多くの観点から、米國中の警察組織は、積極的な警察を目指しており、特に犯罪率の高い地域では、逮捕件数は、多くの警察官の業務執行の標準的な評価基準となっている。逮捕件数は、警察官毎に異なり、同じ組織の中でも大きな差がある。ニューヨーク市警察では、約5%の警察官により全件数のほぼ三分の一の逮捕が行われている⁸¹。一方で、バルチモアの東地区では、6ヶ月間における警察官一人当たりの逮捕件数は、4から77件で、20倍も異なるのである⁸²。

米国の警察では、「逮捕は好ましいことで、多くの逮捕はさらに好ましい」と広く信じられている⁸³。しかし、逮捕が時に必要であっても、それは必ずしも好ましいことではない。多くの米国の警察組織では、力の文化が警察の文化であるとされていたが⁸⁴、これがいつの間にか逮捕の文化に変

容してしまっているのである⁸⁵。この15年間多くの米国の司法管轄では、犯罪率の低下は顕著であり、そのためよりの絞った効果的な警察活動の展開が可能となっている⁸⁶。米国の警察が実施でき、又は実施しなければならない様々な改革の手法が存在するのである⁸⁷。

その基本的な改革項目の筆頭には、逮捕の文化を犯罪予防及び問題解決の文化に転化することが掲げられている⁸⁸。米国の警察は、その実績評価の指標として逮捕件数ではなく、犯罪、犯罪のおそれ及び市民の満足度に関わる統計に重きをおくべきである。ある研究は、米国において、犯罪、処罰、逮捕のいずれをも減少させることが可能であると指摘している⁸⁹。さらに、米国的価値観からみれば、米国の警察は処罰と効率性に重きを置きすぎており、自由と人類愛に基づく思いやりの心が全く足りないのである⁹⁰。

逮捕は、犯罪予防、問題解決及び現場の掌握に効果的である場合もそうでない場合もある。しかし、逮捕は常に顕著な否定的な効果を拘束された者及びその関係者にもたらす。米国において逮捕は、犯罪と秩序問題に対する定型的な対応であってはならないのである。しかし、米国人男性の一生の逮捕率が50%であることは、それがいかに定型的に行われているかということを示しているのである。

IV 戦後沖縄における刑事司法制度及び逮捕手続の変遷について

1 刑事司法制度

(1) 戦時刑法と特定軍事法廷(1945~1946)

1945年4月の米軍の沖縄上陸後、米国海軍政府は、日本の行政権及び司法権を停止するとともに⁹¹、戦時刑法⁹²を布告し、特定軍事法廷⁹³を設置した。特定軍事法廷は、米国軍人で構成され、占領

地域における戦時法、軍政府布告等違反及び現地慣習法違反等の刑事裁判を取り扱うものである。

特定軍事法廷には、全ての犯罪を管轄する軍事委員会、死刑及び10年を超える禁固に当たる犯罪以外の全ての犯罪を管轄する高等軍事法廷及び1年以下の自由刑又は50ドル以下の罰金に当たる犯罪を扱う即決軍事法廷が置かれた。裁判は一審制であるが、再審を請願することが認められていた。

戦時刑法には、刑罰法規の外、日本刑法違反の場合の取扱い及び逮捕留置等の手続きが規定されていた。また、無許可集会の禁止等を規定した一般警察及び安全に関する規程⁹⁴、夜間外出の禁止及び通航制限を命じる特別布告が発せられた。

翌年3月1日、沖縄本島地域の米軍人等を除く住民の軽犯罪を対象とする簡易裁判所(地区刑事裁判所)が7所設置された⁹⁵。簡易裁判所には、軍政府の任命による判事、検事及び弁護士各1名が置かれ、管内住民の地方法律違反で30日以下の禁錮又は20円以下の罰金に当たる軽犯罪及び夜間外出禁止違反等の特別布告違反を管轄したが、特定軍事法廷の管轄を排除するものではなかった⁹⁶。また、手続法については、軍政府布告等に違背しない限り旧刑事訴訟法が用いられることとされた。

(2) 各種裁判所の設立(1946~50)

1946年4月24日沖縄民政府の発足後、1946年10月1日、米国軍人等を除く住民の民事、刑事の両事件を扱う区裁判所、地方裁判所及び終審裁判所が設置された⁹⁷。刑事事件の管轄は、現地法違反及び一定の布告違反の事件⁹⁸とされたが、特定軍事法廷の管轄を排除するものではなかった。手続法については、軍政府布告等に違背しない限り旧刑事訴訟法が用いられることとされた。

1947年7月に治安裁判所⁹⁹が沖縄本島に、同8月に簡易裁判所¹⁰⁰が宮古、八重山群島に置かれ、6

か月以下の自由刑に当たる罪等について迅速な裁判を行うこととされた。

1947年10月制度が改められ¹⁰¹、治安裁判所を除き、区裁判所は巡回裁判所に、地方裁判所は上級裁判所に、終審裁判所は控訴裁判所にそれぞれ名称も改められた。

(3) 民裁判所制度 (1950~52)

1950年8月1日に「民裁判所制度¹⁰²」が施行され、群島毎の軍政府により設置されていた裁判所の組織が統一的に定められ、治安、巡回、上訴の各裁判所が設置された。

刑事手続きには、予審制度 (Preliminary Examination)、人身保護令状制度等米国の司法制度が導入された。治安裁判所は、全ての拘留、逮捕された者の予審を身柄の拘束後48時間以内に行うとともに、軽罪については自ら判決を下し、それ以外の犯罪については巡回裁判所に移管することとされた。ここでいう予審は、裁判所(裁判官)自らが捜査に当たるものではなく、拘留の必要性の判断を提示された証拠から行うもので、米国のイニシャルアピランス (Initial appearance) のことである。詳細な手続きについては、裁判官の会場で定める手続き規定に委ねられていた(「民裁判所制度」第5条第2項)。

人身保護令状は、拘留状に基づかないで警察に48時間以上拘束されている又は及びその他不法に拘留されている場合に、被拘留者に代わるものの文書又は口頭による請求に基づき、拘留している者に対して発せられるものであった¹⁰³。

(4) 琉球民裁判所制 (1952~67)

1952年1月3日、琉球政府の設立に先立ち、琉球民裁判所制¹⁰⁴が施行され、1950年の民裁判所制度は廃止された。琉球民裁判所制の制度の太宗は民裁判所制度を引き継ぎつつ、予審、逮捕、搜索等に関し詳細な刑事手続きが定められた。人身保護令状の発出は、治安裁判所の権限とされた。ま

た、米国民政府副長官は、いかなる場合においても事件を米国民政府裁判所に移管等の措置ができるとされていた(琉球民裁判所制第5条第3項)。

(5) 刑事訴訟法の施行(1957~)

1957年1月2日、琉球政府立法院が制定した本土と基本的に同じ内容の刑事訴訟法が施行され、民裁判所において本土と同様の刑事手続きが行われることとなった。また、琉球政府警察局規則として本土とほぼ同内容の犯罪捜査規範が制定され、任意捜査の原則が明示された。刑事訴訟法の施行に伴い、米国民政府布告第12号中の刑事手続に関する規定は削除された。

(6) 米軍/民政府裁判所 (1949~1972)

1949年7月5日、戦時刑法及び特定軍事法廷に代わるものとして、米軍政府布令第1号刑法並びに訴訟手続法典が施行された¹⁰⁵。本法典は、米軍政府裁判所として、軍事委員会(Military Commission)、上級軍事裁判所(Superior Provost Court)及び簡易軍事裁判所(Summary Provost Court)を置くとともに、刑事訴訟手続き並びに主に米軍等に関する犯罪及び布告、布令違反に係る犯罪を規定している。

1955年4月9日軍政府布令第1号が廃止され、新たな刑法並びに訴訟手続法典¹⁰⁶が施行された。そこでは、上級裁判所(Superior Court)及び簡易裁判所(Summary Court)からなる米国民政府裁判所が設置され、布令第1号と同内容の刑事訴訟手続きが規定されている。

1957年に発せられた米国大統領行政命令第10713号に基づき、翌年5月20日米国民政府裁判所の刑事及び民事の最上級裁判所として米国民政府上訴審裁判所が設置された¹⁰⁷。7月21日には、米国民政府民事裁判所¹⁰⁸及び刑事裁判所¹⁰⁹の設置が布告され即日施行された。民事裁判所は、高等弁務官が合衆国の安全、財産、利害に影響を及ぼすと認める重大な事件又は紛争についての民事第一

次裁判を行うこととされた。

刑事裁判所の構成は、従来とほぼ同様であるが、名称が変更され、上級裁判所(Superior Court)及び下級裁判所(Sessions Court)となった。

(7) 裁判所法の施行(1968~1972)

1968年1月1日琉球政府立法院により裁判所法が制定され、民裁判所制は廃止¹¹⁰された。上訴裁判所は高等裁判所に、巡回裁判所は那覇地方裁判所に統合され那覇以外の巡回裁判所は那覇地方裁判所の支部とされた。また、治安裁判所は簡易裁判所とされるとともに那覇家庭裁判所が新たに設置された。

2 逮捕手続について

(1) 戦時刑法

戦時刑法第7条には、「軍政府総長により認可された者は、戦時刑法等に違反し、違反せんとする疑いのある者を逮捕捜索できる」とし、「逮捕された者は、でき得る限り速やかに特定軍事法廷の裁判に付され、又は拘留される」と規定している。逮捕状に関する規定はなく、逮捕は全て無令状によるものであった。

(2) 民裁判所制度(米国軍政府特別布告第38号)

特別布告第38号には、逮捕について次の2項目について断片的な規定が置かれているに過ぎなかった。すなわち、第2条2-2の「逮捕された者を釈放した場合は、新たな証拠に基づく治安裁判所判事又は上級裁判所が発した逮捕状によらなければ、同一人を再び逮捕できない」とする規定及び第2条3の「召喚状を送達された者が出頭しなかった場合に、判事が逮捕状を民警察に発しなればならない」とする規定である。そのため、個別具体の手続きについては、琉球上訴裁判所及び各群島代表判検事会同における決議事項を訴訟規則とすることとされた¹¹¹。そこでは、現行犯以外の

逮捕については逮捕状を要すること及び逮捕状の要件は、本土で施行されている新刑事訴訟法によると定められた¹¹²。

(3) 琉球民裁判所制(米国民政府布告第12号)

琉球民裁判所制では、逮捕における令状主義を原則として明記するとともに(第2条第3項)、現行犯(犯罪行為中又は罪を行い終わって後追呼中)及び警察官が被疑者が重罪を犯した又は犯そうとしていると信ずるに「相当の理由」があると認められた場合にそれぞれ無令状の逮捕を認めている。

「相当の理由」とは、

- ① 被疑者が不法に得た財産、凶器又はその他重罪に関係ある物を所持しているとき
- ② 被疑者の身体又は被服に重罪の顕著な証跡があるとき
- ③ 被疑者が誰何されて逃げようとするとき

と限定しており、現行刑事訴訟法又は旧刑事訴訟法の準現行犯の規定に類似している。

しかしながら、「相当の理由」による逮捕においては、「(重)罪を犯したこと(has committed)」に加えて「犯そうとしている(is about to commit)」場合も逮捕が可能である点が準現行犯と異なる。したがって、現行刑事訴訟法の準現行犯の規定にある「罪を行い終わってから間がないと明らかに認められるとき」(刑訴法第212条第2項)という要件はなく、旧刑事訴訟法のように「其ノ場所所在リタルモノト看做ス」旨の規定もない。また、新旧刑事訴訟法の準現行犯の四つの要件の内、「犯人として追呼されているとき」を、「琉球民裁判所制」では、現行犯と同じ号に規定していることから、「相当の理由」による逮捕は、現行犯又は準現行犯とは異なる範疇、すなわち、米国型の無令状逮捕として規定されたものであると思料される。

すなわち、米国においては、重罪(Felony)に当たる罪(州により異なるが一般的には1年以上の自由刑に当たる罪)について、警察官等の法執

行官は、その罪が犯されたと信じるに相当な理由 (Probable/Reasonable Cause) がある場合には、令状なくして逮捕することができる」とされている。例えば、合衆国法典には連邦捜査局員の権限として、

「連邦捜査局長等は、(中略) その面前で行われたあらゆる犯罪及び連邦法の重罪を犯した又は犯しつつあると信ずるに足る合理的な理由があるときは、逮捕状なく逮捕することができる¹¹³⁾」と規定している。

また、琉球民裁判所制と同じく「罪を犯そうとしている」場合をも逮捕の対象としている規定もいくつかの州に見られる。例えば、インディアナ州法では、

「法執行官は、①逮捕状を有している場合、②被疑者が、重罪を犯した、犯そうとした (attempted to commit)、犯しつつある又は犯そうとしている (is attempting to commit) 場合に、逮捕することができる。¹¹⁴⁾」と規定しているほか、アラスカ州外7州及びワシントン特別区で類似の規定が置かれている。

一方、当時の実務の対応においては、琉球民裁判所制に基づく無令状での逮捕は、現行犯逮捕のみ許されていると認識され、現行刑事訴訟法に規定された緊急逮捕が琉球民裁判所制の下においても可能か否かの議論がなされていた¹¹⁵⁾。

こうしたことから、米国型の無令状逮捕としての運用は行われていなかったのではないかとみられるが、緊急逮捕が明文で規定されていなかったこと及び「相当の理由」について旧刑事訴訟法の準現行犯の要件とほぼ同じ文言が用いられていることから、現行刑事訴訟法の緊急逮捕に当たる事案及び旧刑事訴訟法の準現行犯に当たる事案についても現行犯として逮捕が行われていた可能性は否定できない¹¹⁶⁾。

(4) 民警察官の逮捕権 (1952~72)

米国軍人、軍属等米国軍法に服すべき者に対する逮捕については、1952年10月23日米国民政府布令第87号が発せられるまで琉球政府警察官には何らの権限もなかったが、本布令により、被疑者が現場近くにおり、警察官が被疑者を特定でき、かつ、米国官憲が現場にいない場合に限って、被疑者を次の場合に逮捕状なくして逮捕できるとされた。

- ① 琉球政府警察官の面前又は視界の中で、人体への損傷を与え又は財産に甚大な損失を与える罪を犯し若しくは犯そうとした場合
- ② 警察官が、被疑者が本布令に列挙されている罪を犯したと信ずるに合理的な理由のある場合

本布令による逮捕は、①は、身体犯及び財産犯の現行犯人逮捕を認めたものである。②は特定の罪種についての米国型の無令状逮捕を認めたものと解し得るが、「被疑者が現場近くにおり、警察官が被疑者を特定できる場合」との限定が付されている。

この解釈について、琉球警察では当初は現行犯に限るものとしていたとみられる。すなわち、1960年12月制定の犯罪捜査規範(1960年規範)第264条は、「米国軍人、軍属による琉球人に対する犯罪の現行犯逮捕を行なうに当たっては(中略)米国民政府布令第87号(琉球民政府警察官の逮捕権)に規定する逮捕できる現行犯の範囲、逮捕の方法、米軍機関への引渡し、留置の制限等を厳守しなければならない。」と規定している。

1960年に琉球警察から米民政府公安局(Public Safety Department)に布令第87号の適用罪種に詐欺を加えることを要請¹¹⁷⁾されたことに対し、公安局は概要次の通り返答¹¹⁸⁾している。

「布令第87号のサブパラグラフの罪種は例示であって、記載されていなくとも逮捕することができる。さらに、布令を現行犯に限ったものと解釈

する必要はない。逮捕は、警察官が犯罪行為の一部を現認した場合又は罪が犯されたと信ずるに足る合理的理由が存在する場合で、かつ、被疑者が近傍に所在するときに認められる。したがって、警察官に犯行を現認された被疑者が逃亡したところを逮捕することができる。」

さらに、1969年日本政府からの布令第87号等に関する照会に対する回答文書¹¹⁹において公安局は、布令第87号の逮捕は、琉球政府刑事訴訟法第214条に規定する現行犯逮捕よりも広いものであると述べている。こうした日本側からの照会の背景には、琉球住民被害に係る米軍人等による犯罪や交通事故に関し、琉球政府側の権限の及ぶ範囲が極めて限定されていることから、その権限の拡大に関する琉球立法院の決議案¹²⁰や日本の国会審議¹²¹が行われたことなどがある。

こうしたことから、琉球警察局は1969年12月犯罪捜査規範を改正¹²²した。改正された犯罪捜査規範第264条では、第1項で、「米国民、軍属による琉球人に対する犯罪の被疑者の逮捕を行なうに当たっては、(以下略)」と規定し、第2項で「米国民政府布令第87号(琉球民政府警察官の逮捕権)の解釈にあたっては、刑訴法第214条(現行犯人、準現行犯人)及び同法第212条に規定する緊急逮捕の要件(但し罪質的要件を除き罪を犯したことを疑うに足りる十分な理由のある場合)に該当する場合に逮捕権を行使するものとする。」と規定し、1960年規範における現行犯に限定した規定ぶりを拡張し、布令第87号の米国側の解釈に近づけたものとみられる。

本布令の解釈については、琉球警察資料62頁、沖縄県警察史第3巻523頁及び琉球検察沿革誌58頁ではいずれも、本規定は現行犯の場合のみ逮捕が可能との趣旨の記述がなされているが、現行犯の定義を現在のように厳密になされていなかった可能性もある。

(5) 刑法並びに手続き法典(1949~1972)

ア 逮捕手続きの概要

刑法並びに手続き法典(集成刑法)¹²³に定められている訴訟手続は、米国軍/民政府裁判所におけるものであり、主に米国官憲が用いた手続きであるが、逮捕においては、現行犯はもちろんのこと、罪を犯したあるいは犯そうとしている疑いのある者についても令状なくして逮捕することができるとされている。ただし、勾留の場所において、罪を犯した(犯そうとした)と信ずるに十分な理由を付した逮捕状が提出されなければならないとされていた。この手続きは、米国における無令状逮捕一般と同様である。合衆国法典には、「無令状逮捕された者は、逮捕された地区で第4条(a)に規定する罪を犯したと信ずるに足る相当の理由が提示されなければならない。」とされている¹²⁴。また、逮捕状の発布に関する規定は集成刑法には置かれていないが、米国民裁判所を設置する布告第8号¹²⁵第6条に令状の発布権限が規定されている。

イ 米国民裁判所と琉球政府裁判所の管轄

刑事手続き法については、米国軍/民政府裁判所では集成刑法規定の手続きが、琉球政府裁判所では琉球民裁判所制(1956年まで)及び刑事訴訟法規定の手続きがとられていた。加えて、琉米の裁判所の管轄についても、変遷している。

1952年の琉球民裁判所制では、人的管轄にあつては、「連合国民を除く全ての者に対し刑事裁判権を有する。(第1条第2項)」とし、事件管轄にあつては、「巡回裁判所は、民政府布告布令、指令及び不動産所有権についての係争の裁判並びに収用手続きの決定をも含めて琉球諸島の法律の下に於ける総ての事件について第一審としての民事、刑事の管轄権を有する。(第3条第3項)」とされていた。

その後、1957年1月の改正¹²⁶で、人的管轄は、「米国政府の非琉球人たる文官、雇用員及びその

扶養者並びに米国軍隊の構成員及びその扶養者その他軍事法典第2条第1項から第11項までの規定の適用を受ける者を除くほか、全ての者に対して刑事の裁判権を有する。」と制限された。

さらに、1957年7月の米国大統領行政命令¹²⁷により、事件管轄について、「高等弁務官は、合衆国の安全、財産又は利益に影響を及ぼす事件で、自己の指定する事件については琉球政府の裁判所から刑事裁判権を撤回することができる。(第10条(2)(ハ))」とされたことから、米国民政府は集成刑法の罪の内、米軍隊、軍隊要員に対する凶悪犯、粗暴犯、財産犯(3000円未満の財物窃取等を除く)等を琉球政府裁判所の管轄から除くことを指定した¹²⁸。その後、数次にわたり一部の罪種については琉球政府裁判所に移管された。

その他に、合衆国の利害特に重大な影響あるものについては、高等弁務官の決定により、琉球政府裁判所が管轄する事件を米国民政府裁判所に移送することができた。逆に、米国民政府裁判所の管轄とされている事件に関しても、琉球政府側からの要請等で個別に琉球政府裁判所の管轄に移すことも行われていた¹²⁹。

(6) 琉球警察の逮捕、捜査管轄

琉球警察は、琉米いずれの裁判所の管轄になる事件であっても、逮捕、捜査を行っており、米国民裁判所の管轄となる事件については、米国民政府検事の指揮を受けて行うこととされていた¹³⁰。

具体的には、1961年に憲兵隊長が起案し公安局長が承認した文書¹³¹に、米軍施設外における米憲兵隊及び琉球警察の管轄及び権限について次のとおり定められた。

「米憲兵隊は、集成刑法に基づく管轄及び権限を、現役軍人及びその家族、米国民政府要員及びその家族、その他の米国政府要員及びその家族に対して行使する。」

「琉球警察は、集成刑法及び布令第87号に基づ

く管轄及び権限を、琉球人及び総ての国籍の私的経済活動に従事する者等に対して行使する。」

したがって、警察は検挙した集成刑法違反被疑者の内、琉球政府裁判所の管轄でない者については、米国民政府検察官の指揮を受け、米国民政府裁判所での刑事手続きをとっていたのである。

また、米国軍人等を対象とする布令第87号の逮捕権の行使については、「米国官憲が不在の場合」との要件が付されているが、琉球人の集成刑法違反が対象となる場合には、同法に基づき逮捕が行われていた。すなわち、「布告、布令又は指令に基づく罪を犯した者若しくは犯そうとした疑のある者」を無令状逮捕していたのである。この点は、琉球警察と在琉球各軍捜査機関との捜査協定覚書第5条2-aでも確認されている¹³²。

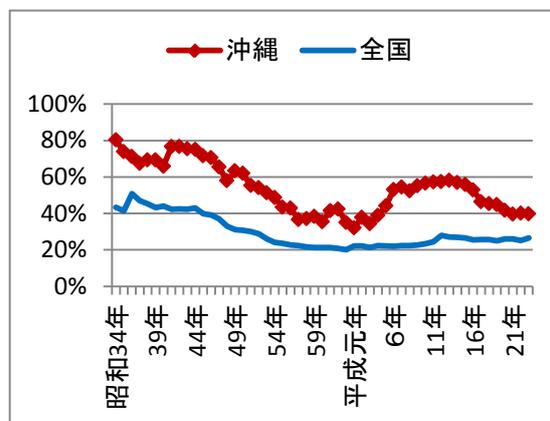
4 琉球／沖縄県警察の逮捕権行使の状況

(1) 統計からみた変化

ア 身柄率の推移

刑法犯検挙人員に占める逮捕被疑者の割合である「身柄率」の推移は、グラフ1のとおり、沖縄では本土復帰前は60%以上で推移し、全国の数値と比較して20~40ポイント上回る状況であった。

グラフ1 身柄率の推移



本土復帰後は、徐々に低下し平成元年には、32.1%となり、昭和46年の70.6%に比べ半減以下

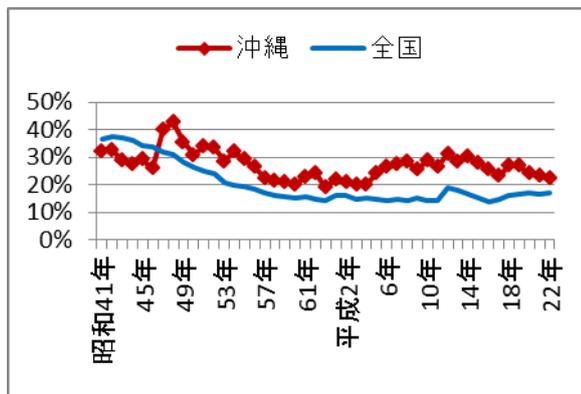
となっている。その後、平成に入り上昇したが、平成 14 年をピークに低下しているものの、全国の数値を 10 ポイント以上上回っている。

イ 身柄率を高める要素

身柄率が必然的に高まる理由として、身柄率の高い罪種が検挙罪種に占める割合が高いことが考えられる。昭和 41 年から平成 22 年にかけての全国の身柄率と検挙人員に占める凶悪犯及び粗暴犯の比率の相関係数を MSEXEL により算出すると、**0.957** と高い相関性を示し、これを裏付けている。

グラフ 2 からは、沖縄の本土復帰以前では、むしろ本土の方が凶悪犯及び粗暴犯が検挙人員に占める割合が高いことがみてとれる。

グラフ 2 検挙人員に占める凶悪犯及び粗暴犯の比率の推移

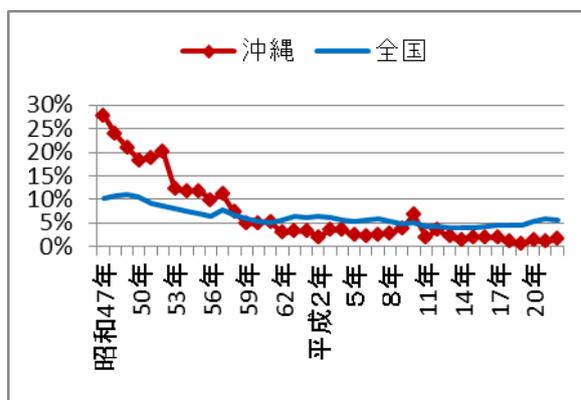


したがって、少なくとも本土復帰以前に沖縄における身柄率が高い理由として、身柄率の高い罪種が検挙人員に占める割合が本土よりも高いという点は除外される。ちなみに、昭和 41 年から平成 22 年の間の沖縄の身柄率と検挙人員に占める凶悪犯及び粗暴犯の比率の相関係数は、**0.646** と低いものとなっているが、平成元年から 22 年の相関係数をみると **0.867** と高くなっており、身柄率と凶悪犯及び粗暴犯の比率の相関度が高まっている。

また、沖縄における身柄率を高めている理由として、本土と同じ罪種であっても悪質性が高いな

どの傾向があるのではないかと推測される。ここで、逮捕された被疑者が勾留又は起訴勾留されずに釈放される割合（「釈放率」）を示したのが、グラフ 3 である。沖縄における本土復帰前のデータは得られなかったが、本土復帰後においては、昭和 47 年の 27.8% から漸減し、昭和 59 年には 5.8% と全国平均並みとなりその後は、おおむね全国平均を下回っている。

グラフ 3 警察における逮捕被疑者の釈放率



したがって、沖縄の本土復帰以前の「釈放率」は不明であるが、本土復帰後 10 年余りの間は、勾留又は起訴勾留されないような被疑者に対しても積極的に逮捕権行使が行われていたものと推測される。

(2) 質問票調査の分析結果

ア 逮捕と任意捜査の割合

刑事訴訟法施行前の琉球警察前期、同法施行後から本土復帰までの琉球警察後期及び沖縄県警察発足以降のそれぞれの時期について、取り扱った事件の内任意事件の割合について、各時期のデータを比較したところ、17.8%、29.6%、34.4%と後になるほど上昇している。

琉球警察後期及び沖縄県警察発足後の時期における犯罪統計による任意捜査の割合は、復帰前 5 年間は 26.2% で、復帰後 5 年間は 39.7% であり、質問票調査結果の傾向と概ね一致している。したがって、逮捕権行使の実態としては、統計の示す

ように時代が下るにつれて抑制的になってきているといえる。

米軍人等を対象とする布令・布告違反の事件(涉外事件)にあつては、刑事訴訟法ではなく、布令第 87 号(琉球民警察官の逮捕権)によって検挙されていたことから、原則逮捕が行われていたとみられる。すなわち、61%の回答者が涉外事件では任意事件はなかったとしている。任意事件とした場合であっても、その多くが交通事故に絡む業務上過失事件、薬物事件、米当局が身柄を持っている場合等である。

イ 逮捕権行使に関する認識

逮捕を行う際及び逮捕状請求時の勾留や起訴見込みの考慮については、任意捜査の割合と同様時代が下るにつれて、その割合が高まっている。例えば現行犯逮捕においては、46.0%、51.0%、61.3%と上昇している。

刑事司法制度の変遷に伴う意識の変化としては、1957 年の刑事訴訟法施行時において、逮捕手続きに変化はなかったとした者の割合は 45.8%であったが、1972 年の本土復帰時において逮捕権の運用が変化しなかったとした者の割合は 31.1%に低下している。法律的には、1957 年の変化が質的には大きなものであったと言えるのであるが、実感としては本土復帰時の方が大きく変わったと感じた者が多かったと推認される。

本土復帰時の逮捕権の運用の変化の原因としては、逮捕の要件等のより慎重な検討に加えて、検察官によるチェックが厳しくなったことが挙げられている。

ウ 琉球警察期の身柄率の高さ及び復帰後の低下の原因

琉球警察期における身柄率の高さの理由については、逮捕が被疑者検挙における標準的手続きであると認識されていたことが最も大きなものと見られる。約四分の一の回答者が、任意捜査の原則

を本土復帰以降に知ったとしているのもこの点を裏付けている。したがって、本土復帰後の身柄率低下の理由の筆頭には、任意捜査の原則の普及が挙げられている。

本土復帰後に身柄率が低下した理由については、任意捜査の原則の浸透と同じ程度に検察官、裁判官の審査が厳格になったことを挙げている。

エ 涉外事件に関する認識

米国軍人、軍属を被疑者とする涉外事件は、集成刑法に基づく手続きで処理されたが、その手続きにおいて、任意捜査が行われなかったとするものが約 6 割、逮捕は、現行犯逮捕であったとするものが 7 割以上にのぼっており、涉外事件においては、その多くが現行犯逮捕によって処理されていたことが推認される。

5 小括

琉球政府時代の刑事司法法制における逮捕手続きは、1945 年から 1949 年までの間は、特定軍事法廷が管轄する犯罪については、戦時刑法の手続きが、米国軍政府特別布告第 12 号によって設置された各種裁判所の管轄する犯罪については、旧刑事訴訟法の手続きが布告・布令に反しない限り適用されていた。

1950 年の民裁判所制度から 1952 年の琉球民裁判所制の施行により、予審制度等米国式の刑事裁判制度が導入され、戦時刑法に代わり、1949 年に刑法並びに訴訟手続法典が制定されたことから、布告・布令違反及び日本法令違反のいずれについても米国式の刑事司法手続きがとられることとなった。

1957 年刑事訴訟法が施行された後は、琉球民政府裁判所が管轄にかかる犯罪については、刑事訴訟法が適用され本土と同様の刑事手続きがとられることとされていたが、米国民政府裁判所管轄にかかる犯罪については、集成刑法の手続きが、米

国軍の軍法会議の管轄にかかる軍人・軍属の犯罪については、米国民政府布令第 87 号による逮捕手続きが適用されていた。すなわち、日本型と米国型二つの刑事司法手続きが併存していたのである。

任意捜査の原則については、1957 年の刑事訴訟法施行と同時に制定された犯罪捜査規範に本土と同様規定されていたところであるが、身柄率については、1972 年の本土復帰までは 60~70%程度と高止まりで推移した。この理由について、質問票調査の結果をみると、検挙イコール逮捕という米国型の逮捕権行使の認識が残っており、任意捜査の原則に対する認識も不十分であったためとみられる。加えて、逮捕が原則であった米国民政府裁判所管轄の刑事司法手続きが併存していたことも琉球警察官の逮捕権行使のあり方に影響していたものとみられる。

本土復帰後の身柄率の低下理由として、任意捜査の原則の浸透及び裁判官、検察官によるチェックが高い比率を示している。前者については、各階級の昇任者が管区警察学校等への入校訓練が本格的に始まったことによるものとみられるが、後者については逮捕被疑者の起訴前釈放率が復帰後本土に比べかなり高かったことから裏付けられる。

結論としては、1957 年に刑事訴訟法が施行された際、琉球警察にも任意捜査の原則が導入されたものの、米国民政府裁判所の刑事司法手続きが併存していたことなどから、任意捜査の原則の履行、少なくとも本土並みの履行については、1972 年の本土復帰以降に本格化したとみられる。

V 考察

最後に、沖縄における身柄率の低下が治安状況

にもたらした影響を検討するとともに、任意捜査の原則の米国における導入の可能性を指摘してまともに代えたい。

その前に、任意捜査手続きについて日米で認識の差があることを付言しておく。すなわち、米国では、職務質問における停止措置について一時的な拘束に当たるとの考え方¹³³にみられるように、任意の範囲は限定的である。一方、日本では、同行や取調べの方法について判例¹³⁴は幅広くその任意性を容認している。したがって、本項では、留置場での拘束の有無を逮捕と任意捜査の境界線とすることとして検討を進める。

犯罪捜査に当たって、逮捕せずに検挙することは被疑者の人権尊重の観点から望ましいことは言うまでもない。ただ、そのために犯罪対策、刑事政策上の観点、すなわち沖縄地域の犯罪全体のガバナンスの観点から任意捜査の原則の実施結果を見る必要がある。下表は、本土復帰前 13 年間で復帰後昭和と平成の身柄率及び犯罪率の平均である。

表 1 犯罪率の推移¹³⁵

		刑法犯 犯罪率	凶悪犯 犯罪率
昭和 34~46 年	沖縄	1544.7	33.0
	全国	1347.4	15.3
昭和 48~63 年	沖縄	1356.6	18.8
	全国	1208.1	6.4
平成元~23 年	沖縄	1265.7	7.3
	全国	1589.2	4.9

沖縄では、1957 年の刑事訴訟法施行により任意捜査の原則は導入されていたが、IV で述べたとおりその実質的な履行は本土復帰後であることからその前後の犯罪率をみることによって犯罪情勢を比較できる。本土復帰前の沖縄では、刑法犯全体

では本土よりも15%ほど認知件数が多く、凶悪犯では2倍以上の発生をみている。本土復帰後は、漸減し平成期においては、本土を下回っている。ただ、凶悪犯については本土よりも50%近く多い状況がみられる。

沖縄における犯罪情勢の好転は、本土復帰による沖縄県警察の人員、装備の充実等の要素も働いているとみられるが、少なくとも身柄率の低下が治安情勢を悪化させるほどのインパクトはなかったことが確認される。

次に、米国における任意捜査の原則導入の可能性について検討する。

まず、警察が任意捜査を行うための法制度である。

米国では逮捕状の代替として **Summons**（召喚状）が存在し、連邦及び各州の刑事訴訟手続法には明記されている。**Summons** は、検察官、法執行官等の請求により裁判所（官）が裁判所への出頭を命じるものであるが、刑事手続きにおいては多くは行われていない¹³⁶。その理由としては、逮捕状と要件が同じであること及び重罪（**Felony**）について法執行官は無令状逮捕することができるためとみられる。

ただし、軽罪（**Misdemeanor**）及び交通違反等の軽微な犯罪については、**Citation**（呼び出し状）という名称で法執行官が **Summons** を発出する制度が広く行われている。ニューヨーク州では一部の重罪をも対象に **DAT**（III 5 逮捕に代わる措置参照）の制度がある。

次に任意捜査に関する判例の動向である。例えば、*Atwater v. Lago Vista*¹³⁷は、シートベルト非装着の違反で逮捕されたことは不当な権利侵害であるとして **Lago Vista** 警察の長らを訴えた事案である。連邦最高裁判所は、5対4で原告の訴えを退けた。多数意見は、現行犯を現認した警察官は、利益衡量(**balancing costs and benefit**)や逮捕

の必要性を考慮することなく、被疑者を逮捕する権限が認められていると判示した。一方、少数意見は、「逮捕は、個人の自由とプライバシーを明白に侵害するものであって、留置されている間は同房者による危険がある上に逮捕歴が残されることになる。こうしたことから、呼び出し状による措置で州の利益が図り得る罰金刑以下の犯罪については、いかなる場合でも逮捕権を行使できると解することは合衆国憲法修正4条の趣旨に反すると考える。罰金刑以下の犯罪に対しては、明白かつ特別な事情がない限り、呼び出し状で対処すべきである。」と反対意見を述べている。

この反対意見の趣旨は、日本の刑事訴訟法第217条が軽微な犯罪における現行犯逮捕の要件を限定しているのと同様の比例原則に基づくものである¹³⁸。

日本の裁判例においても、現行犯逮捕において逮捕の必要性が要件となつたものがある。本件は、速度違反の取締りにおいて捜査に非協力的な被疑者を逮捕したことに対し、逮捕が違法であるとして国家賠償請求訴訟を提起したもので、東京高裁は、令状による逮捕の類型と同様に、被疑者が逃亡するおそれ又は罪証を隠滅するおそれが存在することを指すと解すべきであると判示している¹³⁹。

逮捕権行使への比例原則適用に関する研究者の論稿は少ないが次のようなものがある。

Frase は、1980年のフランスにおける捜査のための身柄拘束率を37%未満であるが、米国では部分的な統計による身柄率は、60%から73%に上っておりフランスよりもはるかに高いと指摘している。

その上で、軽微な犯罪における逮捕の制限及び逮捕後の勾留についてはあるが、犯罪の容疑と逃亡・証拠隠滅のおそれ比例原則は、軽微な犯罪はもちろんのこと重罪にも適用可能ではないかと

示唆している¹⁴⁰。

また、Salken は、交通違反容疑逮捕は、違法な別件捜索の温床であると指摘し、制限すべきとしている¹⁴¹。

下表は、逮捕に関する法制度の日米の差異を示したものである。

表2 逮捕に関する法制度の違い

	日	米
逮捕状による逮捕における逮捕の必要性	○	×
現行犯逮捕における逮捕の必要性	○ (判例)	×
無令状(緊急)逮捕	重罪○ 軽罪×	重罪○ 軽罪×
逮捕に代わる任意手続	○	重罪△ 軽罪○

日本では、逮捕状請求において明文で逃亡のおそれ及び罪証隠滅のおそれのいずれもないと認められるときにはその請求を却下しなければならない(刑訴規則第143条の3)と規定されており、その趣旨は現行犯逮捕にも適用されるとの高裁判決も存在する。

その一方米国では、逮捕の必要性については、逮捕状の請求及び逮捕権の行使のいずれにおいても制約する規定はなく、軽罪について無令状逮捕が制限されているのみである。しかしながら、軽罪の現行犯逮捕に関する *Atwater v. Lago Vista* における連邦最高裁の判断は、5対4によるものであることなどから、将来的に判例変更の可能性もないとは言えない。

また、起訴前勾留の可否の判断においては、広く比例原則が適用されていることから¹⁴²、逮捕権の行使においても比例原則を適用する議論が広がっていく可能性はあると思料する。

ただし、実務においては無令状逮捕に代わる実質的な任意手続を整備する必要がある。すなわち、現行制度下で警察官等が重罪を犯したと認めるに足る合理的な理由が存在する場合には、無令状逮捕が行われているのであるが、この場合に任意で刑事手続を開始するためには、被疑者に対する *Summons* の発出手続を裁判所で後刻行う必要があるが、これをニューヨーク州の *DAT* のように警察官自らが発出できるように法令を整備する必要があるろう。

こうした制度を発足させてもそれが定着するには、沖縄の例をみても裁判所等警察に対するチェック機能が重要であるが、刑事司法制度の革命とまで言われたミランダ準則¹⁴³が定着して久しいことから、裁判所におけるチェックが機能すれば、米国における任意捜査の原則の導入も非現実的なものとは言えないと思料する。(了)

¹ 比例原則とは、達成されるべき目的とそのために取られる手段が制約する権利・利益との間に均衡を要求する原則で、大陸法で発達した。日本では行政法の一般理論として確立している。

² フランスでは事実のみを特定して予審を開始する(被告人を特定しない予審であり、犯人探索機能を担う。)が認められているが、旧刑事訴訟法では、被告人を特定した公訴の提起としての検事の予審請求がない限り予審はできないこととし、予審を特定の被告人について公判に付すべきかどうかを決するために必要な事項のみを取り調べるものとした。

³ 捜査が任意であるという原則は、予審が強制であるのと対比される意味での表現である。

⁴ 小野清一郎『刑事訴訟法講義』(有斐閣、大正13年)316頁以下は、この解釈を述べつつ事実上の強制になることの問題を指摘している。

⁵ 区裁判所の判事に請求することもできる。請求を受けた判事は予審判事と同一の権限を有することとなる。

⁶ 検事は訊問、勾留の請求を行うことができる(勾引は請求できないが、訊問の請求を受けた予審判事が勾引状を発することができる。)。なお、強制処分の請求に対して、予審判事はその要否を判断することはできず、違法でない限り応じなければならないものと解されていた(潮道佐『刑事訴訟法先例大鑑』(立興社、昭和10年)146頁参照)。

⁷ 現行法の起訴前勾留より短期間であるが、予審請求が行われれば、その後に予審段階における勾留が行われることになる。

⁸ 濫用防止の観点から、罪証が相当明確である場合に限り、ことが通達されている（潮前掲注5『刑事訴訟法先例大鑑』86頁）。

⁹ 3号については明治刑訴で現行犯処分として位置付けられていたこと、4号については多くの国で捜査機関の判断で拘束が可能とされていること、5号については急を要するケースが多く遅れると重大な犯人を逸すおそれがあること、6号については常習犯が多く良民を保護する上で必要であり社会の実情に照らしてやむを得ないこと、がそれぞれ理由とされている（潮前掲注5『刑事訴訟法先例大鑑』87頁）。

¹⁰ 検事の命令を受けた場合には、司法警察官が勾引状を発することができるが、実質的な判断は検事が行っており、勾引先は検事である。

¹¹ 政府が提出した法律案では、司法警察官も勾引状を発することができる旨の規定があったが、議会の審議段階で削除されている。

¹² 司法警察官吏によるものも、検事によるものも、同様に、区裁判所以外の裁判所では、供述者が死亡したとき、疾病その他の理由で訊問不可能なとき、訴訟関係人に異議のないときに限って、証拠とすることが認められる（343条）。この規定は、証拠として容認してきたそれ以前の扱いを改めるものであった。

¹³ 要急事件に該当するかどうかは司法警察官が判断でき、検事の処分又は関与を要しない（潮前掲注5『刑事訴訟法先例大鑑』105頁）。

¹⁴ 「逮捕」は、刑の言い渡しを受けた者を拘束する場合にも用いられている（547条以下）。

¹⁵ この規定に基づく司法警察官の訊問調書については、引致を受けた検事の訊問調書と同じく、証拠能力が認められる。

¹⁶ 一般人も逮捕することができ、司法警察官吏に引き渡す（125条）。なお、司法警察官吏及び検事の逮捕は、住居氏名不詳、住居不定、罪証隠滅のおそれ、逃亡のおそれのいずれかに該当することを要する。）。軽微犯罪の場合は、罪証隠滅のおそれがあっても逮捕できない（132条）。

¹⁷ 明治刑訴は現行犯であればその場になくとも逮捕が可能であったが旧刑事訴訟法で限定した。なお、1名が現場にいれば、共犯者については現場になくとも現行犯逮捕が可能である。

¹⁸ 例えば平井彦三郎（大審院検事）『刑事訴訟法論綱』（昭和2年、松華堂）152頁

¹⁹ 米國統一逮捕法の訳文については、古谷洋一編著『注釈警察官職務執行法（再訂版）』（立花書房、平成19年）458頁以下によった。

²⁰ 例えば、岸達也（大審院判事）『註釋叢書刑事訴訟法』（昭和14年、法文社）は、「捜査の実際を見るに、検事より司法警察官吏の活動に待つもの多し。殊に都会地において然り。」と述べ、司法省直属の司法警察官吏の必要性を説いている（127頁）。

²¹ 昭和初期には、広域事件対応のため、報告・通報、非常手配、捜査共助について、府県で定めることが広まった（沖縄県では昭和3年に訓令として「犯罪捜査規程」が制定されている。）。全国的に統一された指紋制度は昭和9年、犯罪手口制度は昭和11年に制定されている。

²² 科学的捜査は大正期から強調され、指紋識別、写真の利用、物理化学の応用等として進められた（南波杏三郎『最新犯罪捜査法』（松華堂書店、大正9年）参照）。警視庁における刑事課鑑識係の設置は明治39年、刑事部鑑識課の設置は大正10年である。

²³ 小野前掲注3『刑事訴訟法講義』は、「司法警察の捜査上に於ける長所は、第一に職員の多く、且つ活動が厳重に統一されていることである。次に、大都會に於ては漸次科學的捜査の設備及び技術が発達して来つつあることである。此等の點に於て検事局は到底司法警察の活動に及ばぬのである。」と述べている（303頁）。

²⁴ 当時最も有力な刑事法学者であった小野清一郎は、検事が警察の捜査の後で関係者の聴取を繰り返すことが重複であつて関係者に負担を課しているとし、「私は一面に於て司法警察の行動に關する規律及び監督を厳重にすると共に、検事は或る程度まで司法警察の捜査結果を信用して處分を為すべきものと思ふ。」と述べている（前注304頁）。

²⁵ このことは、大正12年の司法省刑事局長通知で明記されている（潮前掲注5『刑事訴訟法先例大鑑』146頁）。

²⁶ 矢口洪一元最高裁判所長官は、戦前期に検事出身者が司法省を牛耳ったことに關連して検事は横暴だとする裁判官の思いがあるとし、「検事は、何もしないじゃないか。難しい事件は警察に捜査させて、そして予審請求をして予審判事に全部やらせる。それで気に入らない判決があると、自分のことは棚に上げて、『あの裁判官は駄目だ』と言う」といった検事に対する刑事の裁判官の對抗意識に基づく発言を紹介している（矢口洪一『矢口洪一オーラル・ヒストリー』（オーラル・政策研究プロジェクト（代表・御厨貴）報告書、政策研究大学院大学、2004年）171頁）。

²⁷ 行政執行法の制定に際しての内務大臣訓令（明治33年6月4日）

²⁸ 大正5年6月26日内務省警保局長「行政執行法ニ關スル件」で、犯罪嫌疑者の取調をするために検束を加え、甚だしいときは自白を強要するために留置するといったことをする者がいると言われていることを踏まえ、取調目的への転用が濫用であることを免れないことを指摘し、検束が人権に大きな影響を与え、「世情の物議」を誘発するものであるとして、特に慎重に注意を要すべきものであり、濫用の弊が起きないように配慮を求めている。

²⁹ 大霞会『内務省史第二卷』（地方財務協会、昭和45年）710頁

³⁰ 溝淵増巳（警察講習所教授）『日本警察』（松華堂、昭和14年）145頁以下。

³¹ 三田村武夫（内務省警保局）『警察強制の研究』（松華堂、昭和5年）45頁は、「警察上の障害ありと認めらるるものは、その範囲極めて廣い」とする。

³² 溝淵前掲注29は「直ちに刑事訴訟法に依り難き場合検束の要件を具備する限り之に検束を加ふることは嚴肅なる警察の義務であると思ふ。」とし、「如何なる場合にも検束は検束として要件に随ひ他の目的の含まると否とは検束の性質に変わりはない」と述べ（146頁以下）、犯罪捜査のためにのみ長期検束をすることが許されないとするのにとどまる。

³³ アメリカ法で認められている無令状逮捕は容認されな

い。また憲法の「司法官憲」について、当初は検察官も含まれるとする見解も一部で主張されたが、裁判官に限られるとする解釈がその後定着した。その結果、現行犯の場合以外にすべて裁判官の発する令状を要するという、アメリカ法ともドイツ法のいずれとも異なる特異な制度となった。

³⁴ 旧警察法（昭和 23 年施行）により、警察が 1605 にのぼる独立した自治体警察と人口 5 千人未満の町村部を管轄する国家地方警察とに分割され、その結果極めて小規模（長以下数人だけ）の警察組織が多数生まれた。このほか、同年には、3 万人にのぼる大規模な増員が行われ、多数の未熟な警察官がいる状況が生じていた。

³⁵ 桐山隆彦（国警本部調査統計課長）「逮捕権濫用の声にこたえて」警察研究 23 巻 1 号（昭和 27 年）は、警察署長を部下の警察吏員が通常逮捕した事例が取り上げられていることについて、希有の例であり、個人的な関係の影響を受けやすい小自治体警察という組織の問題があるのであって、この事例を理由に警察の逮捕権自体を問題視することは誤りだと主張を述べている。

³⁶ 三堀博（東京高検検事）『犯罪捜査法』（立花書房、昭和 27 年）は、豊岡検察審査会が「近時民事くずれの紛争解決手段として債権者の申立又は被害始末書のみを嫌疑の資料として逮捕状を請求し債務者を警察に引致して和解させる風習が行われていることを聞知するがかかる犯罪の嫌疑は総て原則として任意捜査によるべきで証拠の十分かい集され且犯人逃走の虞れある如きその他已むを得ない場合のみ対人強制の方法を用うべきであると思料する。」との勧告を行っている例を紹介し、参考になると述べている（243 頁）。

³⁷ 警視庁では、昭和 25 年 12 月 27 日付で、i 通常逮捕の令状請求に当たっては所属長の指揮を受けること、ii 緊急逮捕は釈放後でも逮捕状請求手続が必要であること（このほか、留置時間中に請求すれば足りるとするのは誤りであること、請求の疎明資料に逮捕後に作成した被疑者供述調書を添付するのは誤りであること、逮捕状請求のいとまがあるときは緊急逮捕すべきでないことなど）、iii 債権者の請求を受け民事事件解決のため逮捕するような濫用は慎むべきこと、を刑事部長名で通達している（前掲三堀 242 頁）。

³⁸ 以下の調査結果の数値と当局者の評価については柏原及也「警察における逮捕権の運用」警察研究 23 巻 5 号による。

³⁹ 全国統計にはないが、警視庁では、平成 22 年の刑法犯で逮捕後釈放して任意送致としたのは、現行犯逮捕で 4% 余り、通常逮捕で 1% 程度であった（緊急逮捕の場合はなかった）。

⁴⁰ 昭和 28 年刑事訴訟法改正において、警察の逮捕状請求に検察官の同意を要件とする法案が国会に提出された（国会修正で、請求権者を警部以上に限定するほか、裁判官が明らかに逮捕の必要がないと認めたときには逮捕状を発しないとする規定が追加されたにとどまった。）ことは、警察に大きな危機意識をもたらし、逮捕権行使の慎重な運用方針が組織として徹底されることとなった。刑事訴訟法改正後の警察の方針に関して、昭和 28 年 9 月 14 日付国家地方警察本部次長通達「刑事訴訟法改正に伴う警察運営の刷新強化について」（警察研究 24 巻（昭和 28 年）12

号）参照。

⁴¹ 電話等によって相手方の身元確認等を行うことができるようになったこと、現場で活動する警察官への組織的な情報の提供を可能とする警察情報管理システム及び無線通信系が整備されたこと、幹部によるきめ細かい指揮を可能とする組織態勢が構築されたことも、警察官に対する教育訓練の充実と並んで、逮捕権限の抑制的な運用につながっているといえる（警察官の適正な権限行使に向けた諸制度に関して、田村正博『全訂警察行政法解説』（東京法令出版、平成 23 年）388 頁以下。）。

⁴² Walker, Samuel. 1992. *The Police in America: An Introduction* (second edition). New York: McGraw-Hill. 152References

⁴³ Erez, Edna. 1984. "On the 'Dark Figure' of Arrest." *Journal of Police Science and Administration*. Vol.12 (December) 431-440

⁴⁴ Sherman, Lawrence W., and Barry D. Glick. 1984. *The Quality of Police Arrest Statistics*. Washington, D.C.: The Police Foundation.

⁴⁵ 前掲 Walker 1992 152-153

⁴⁶ LaFave, Wayne R. 1965. *Arrest: The Decision to Take a Suspect into Custody*. Boston, MA: Little, Brown and Company

⁴⁷ Moskos, Peter. 2008a *Cop in the Hood: My Year Policing Baltimore's Eastern District* Princeton and Oxford: Princeton University Press 30

⁴⁸ 前掲 Moskos 2008a 49

⁴⁹ 前掲 Moskos 2008a 55

⁵⁰ Packer, Herbert L. 1968 *The Limits of the Criminal Sanction*. Stanford, CA: Stanford University Press 98,292-293

⁵¹ 前掲 Walker 1992 25

⁵² Davis, Kenneth Culp 1969. *Discretionary Justice: A Preliminary Inquiry*. Urbana and Chicago: University of Illinois Press 18,25

⁵³ Bialik, Carl 2009. "Data on Arrest Records Aren't Always by the Book." *Wall Street Journal*. November 18

⁵⁴ Zimring, Franklin E. 2012. *The City That Became Safe: New York's Lessons for Urban Crime and Its Control*. New York: Oxford University Press

⁵⁵ 前掲 Bialik 2009

⁵⁶ 前掲 Moskos 2008

⁵⁷ Brame, Robert, Michael G. Turner, Raymond Paternoster, and Shawn D. Bushway. 2012. "Cumulative Prevalence of Arrest From Ages 8 to 23 in a National Sample." *Pediatrics*. January

⁵⁸ Task Force Report: *Science and Technology 1967* 216-228

⁵⁹ Scott, Michael. 2008. "Progress in American Policing?" *Reviewing the National Reviews*" *Law & Social Inquiry*. Vol.34, Issue 1 (Winter): 171-185.

⁶⁰ Murray, Don A. (of the New York law firm Shalley & Murray). 2011 "Desk Appearance Tickets.com." http://www.desk-appearance-ticket.com/how_to_qualify.htm (last accessed on 20 December 2011)

⁶¹ Vera Institute of Justice. 1977. "Felony Arrests: Their Prosecution and Disposition in New York City's Courts." *New York: The Vera Institute of Justice* 1-162

⁶² Weisburd, David, and Anthony A. Braga. 2006. *Police Innovation: Contrasting Perspectives*. Cambridge and New York: Cambridge University Press 348)

⁶³ 前掲 Zimring 2012 100

⁶⁴ 前掲 Weisburd and Braga 2006 342

⁶⁵ 前掲 Scott 2008

- 66 前掲 Scott 2008
- 67 Dwyer, Jim. 2011. "Dismal Tale of Arrest for Tiniest of Crimes." *New York Times*. November 1
- 68 前掲 Moskos2008 84
- 69 Black, Donald. 1971. "The Social Organization of Arrest." *Stanford Law Review*. Vol.23: 1087-1111.
- 70 National Research Council. 2004. *Fairness and Effectiveness in Policing: The Evidence*. Washington, D.C.: The National Academies Press 115-15)
- 71 前掲 Vera Institute of Justice 1977
- 72 Wilson, James Q. 1968. *Varieties of Police Behavior: The Management of Law and Order in Eight Communities*. Cambridge, MA: Harvard University Press, 前掲 Moskos2008a 113
- 73 前掲 Moskos2008a 61
- 74 Maanen, John Van. 1978. "The Asshole." In P.K. Manning and John Van Maanen, editors. *Policing: A View from the Street*. Santa Monica, CA: Goodyear 221-238
- 75 前掲 Black 1971
- 76 Linn, Edith. 2008. *Arrest Decisions: What Works for the Officer*. New York: Peter Lang
- 77 Moskos, Peter 2008b. "The Better Part of Valor: Court-Overtime Pay as the Main Determinant for Discretionary Police Arrests."
- 78 前掲 National Research Council 2004 2
- 79 前掲 National Research Council 2004 48
- 80 前掲 Wilson1968
- 81 Conlon, Edward. 2004. *Blue Blood*. New York: Riverhead Books 275)
- 82 前掲 Moskos2008a 138
- 83 前掲 Moskos2008a 156
- 84 Bittner, Egon 1970. *The Functions of the Police in Modern Society*. Rockville, MD: National Institute of Mental Health
- 85 前掲 Moskos2008a 185
- 86 前掲 Zimring2012
- 87 前掲 National Research Council 2004 327-331
- 88 前掲 Moskos2008a 185
- 89 Kennedy, David. 2011. *Don't Shoot: One Man, A Street Fellowship, and the End of Violence in Inner-City America*. New York: Bloomsbury, Kleiman, Mark A. 2009. *When Brute Force Fails: How To Have Less Crime and Less Punishment*. Princeton and Oxford: Princeton University Press.
- 90 Rutherford, Andrew. 1993. *Criminal Justice and the Pursuit of Decency*. Oxford and New York: Oxford University Press
- 91 1945 年米国海軍軍政府布告第 1 号 (ニミッツ布告) 1946 年 6 月 1 日沖縄民政府公報第 1 号
- 92 1945 年米国海軍軍政府布告第 2 号 1946 年 6 月 15 日沖縄民政府公報第 2 号
- 93 1945 年米国海軍軍政府布告第 3 号 同上
- 94 1945 年米国海軍軍政府布告第 8 号 同上
- 95 1946 年 2 月 25 日米国海軍軍政府特別布告第 5 号 同上
- 96 1946 年 3 月米国軍政府司法内令第 1 号 同上
- 97 1946 年 9 月 26 日米国軍政府特別布告第 12 号 1946 年 10 月 1 日沖縄民政府公報号外
- 98 1946 年 9 月 26 日米国軍政府司法内令第 3 号「裁判所」1946 年 10 月 1 日沖縄民政府公報号外 第 2 項 特別布告第 3 号違反 (外出禁止)、特別布告第 4 号違反 (住民通行禁止)、交通違反及び 50 ドル未満相当の米政府窃盗罪
- 99 1947 年 7 月 18 日米国軍政府特別布告第 19 号「治安裁判所」1947 年 8 月 15 日沖縄民政府公報第 8 号
- 100 1947 年 8 月 4 日南部琉球軍政府特別指令第 1 号
- 101 1947 年 10 月 7 日米国軍政府特別布告第 20 号「裁判所制度設立」1947 年 10 月 7 日沖縄民政府公報第 9 号
- 102 1950 年 7 月 13 日米国軍政府特別布告第 38 号「民裁判所制度」1950 年 7 月 25 日沖縄民政府公報第 10 号
- 103 1950 年 7 月 13 日米国軍政府特別布告第 38 号第 3 条 2-2
- 104 1952 年 1 月 2 日琉球列島米国民政府布告第 12 号「琉球民裁判所制」1952 年 1 月 25 日沖縄群島公報第 5 号
- 105 1949 年 6 月 28 日米国軍政府特別布告第 32 号 *The Code of Penal Law and Procedure*、1949 年 6 月 28 日米国軍政府布令第 1 号 *Codified Penal Law and Procedure*.
- 106 1955 年 3 月 16 日米国民政府布令第 144 号 *Code of Penal Law and Procedure* 1955 年 4 月 23 日琉球政府公報第 20 号
- 107 1958 年 5 月 20 日米国民政府布告第 8 号「上訴審裁判所(United States Civil Administration Appellate Court)」
- 108 1958 年 9 月 9 日米国民政府布告第 9 号 1958 年 9 月 9 日琉球政府公報第 72 号
- 109 1958 年 9 月 9 日米国民政府布告第 8 号 同上
- 110 1967 年 12 月 19 日高等弁務官布令第 56 号改正第 10 号 1967 年 12 月 28 日琉球政府公報第 106 号
- 111 1951 年 5 月 15 日琉球上訴裁判所長認可 ニューポリス 1951 年 9 月号 ニューポリスは琉球警察の部内誌。
- 112 琉球上訴裁判所及び各群島代表判検事会同決議事項第 3 条チ及び同条リ
- 113 US Code Title 18 § 3052
- 114 Indiana Code 35-33-1-1
- 115 坂元文雄と西平守盛のニューポリス 1958 年 2、3、5、7 月号における誌上討論。
- 116 坂元は、「48 時間は誰が留置するか」(ニューポリス 1958 年 2 月号)において、裁判所から遠隔であるなど迅速に逮捕状を請求できないような場合は、無令状で逮捕するケースがあることを明らかにしている。
- 沖縄県警察 OB は、当時の無令状逮捕は、現行犯と準現行犯であったと述べている (インタビュー平成 23 年 7 月 7 日)。また、質問票調査で、「琉球民裁判所制」における無令状逮捕を緊急逮捕と呼んでいたとの回答も散見されている。
- 117 「布令第 87 号に関する解釈と要請について」1960 年 10 月 26 日付琉球警察局長発公安局長宛
- 118 「布令第 87 号に関する解釈と要請について」1960 年 11 月 14 日付公安局長発琉球警察局長宛
- 119 1969 年 5 月 6 日付民政官発日本政府沖縄事務所長宛書簡。同種の書簡が、1968 年 6 月 27 日付けで琉球政府警察局長宛に発出。
- 120 1970 年 12 月 24 日琉球立法院決議「米軍人・軍属による犯罪に対する捜査権及び裁判権の民移管に関する要請決議」
- 121 昭和 42 年 7 月 4 日沖縄問題等に関する特別委員会等における中谷鉄也議員の質疑等
- 122 1969 年 12 月 13 日公安委員会規則第 9 号「犯罪捜査規範」
- 123 *Codified Penal Law and Procedure* 1949 年 7 月 5 日米国軍政府布令第 1 号 その後 *Code of Penal Law and Procedure* 1955 年 3 月 16 日米国民政府布令第 144 号に改正

され、本土復帰まで適用。

¹²⁴ Federal Rules of Criminal Procedure Rule 5(b)

¹²⁵ 1958年7月21日米国民政府布告第8号 前掲18

¹²⁶ 1957年2月5日琉球列島米国民政府布告第38号 1957年2月12日琉球政府公報第13号

¹²⁷ 1957年6月5日 Executive Order 10713 1957年7月27日琉球政府公報第29号

¹²⁸ 「米国民政府裁判所及び琉球政府裁判所の裁判権について」1958年9月8日付米国民政府発琉球政府宛

¹²⁹ 「司法管轄の放棄について(Relinquishment of Jurisdiction)」1968年8月6日付米国民政府法務部発琉球検察庁宛等

¹³⁰ 犯罪捜査規範第269条 1960年12月28日琉球警察局規則乙第1号

¹³¹ Excise of Police Jurisdiction and Authority, Ryukyu Island 4 May 61

¹³² 1970年11月21日琉球警察通達甲(捜1強)第53号 「在琉球各軍捜査機関との捜査協定の改正について」改正前の「捜査共助協定」は1967年4月14日締結

¹³³ Terry v. Ohio 392 U.S.1(1968)等

¹³⁴ 最決昭和51年3月16日等

¹³⁵ 犯罪率は、いずれも人口を10万人当たりの認知件数。凶悪犯とは、殺人、強盗、強姦、放火の4罪種。

¹³⁶ マイケル・M・リード外「アメリカの刑事手続き」有斐閣2001

¹³⁷ 532 U.S. 318(2001)

¹³⁸ Sullivan, Thomas E. Frase, Richard S, Proportionality Principles in American Law: Controlling Ecessive Government Actions, Oxford University Press, NY(2009) 100

¹³⁹ 東京高判平成20年5月8日

¹⁴⁰ Frase, Richard S. Comparative Criminal Justice as a Guide to American Law Reform: How Do the French Do it, How Can We Find Out, and Why Should We Care? 78 Cal. L.Rev.542

¹⁴¹ Salken, Barbara C., The General Warrant of the Twentieth Century? A Forth Amendment Solution to Unchecked Discretion to Arrest for Traffic Offenses, 17 Pace L. Rev. 97 (1997)

¹⁴² 前掲 Sullivan & Frase 103-105

¹⁴³ Miranda v. Arizona, 384 U.S. 436 (1966) 逮捕被疑者の供述は、事前に供述拒否権、弁護人選任権などを告知されない限り、任意の供述とは認められないとした判例。その後、Miranda Rule として定着。

